

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和3年3月2日（火曜日）		
開 会	午前9時59分	閉 会	午後5時28分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 椋田 昇一 副委員長 浅野 博文 委員 金田 靖典、加藤 茂樹、足立 考史 魚崎 勇、上田 孝春、寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局 次 長 富田 恵子	庶務係主任	石田久美子
出席説明員	<p>【福祉部】</p> 福祉部長 竹間 恭子 地域福祉課課長補佐 小森 毅彦 地域福祉課指導監査室長 山内 健 次長兼長寿社会課長 奥村上雅浩 長寿社会課課長補佐 植田 修三 障がい福祉課長 山本 博久 障がい福祉課課長補佐 霜村 俊二 生活福祉課長 角野 浩重 生活福祉課課長補佐 有田 博 次長兼保険年金課長 藏増 祐子 保険年金課医療費適正化推進室長 松本 縁 保険年金課課長補佐 田渕 康修		
	<p>【健康子ども部】</p> 健康子ども部長 岩井 郁 次長兼子ども家庭課長 山下 宣之 子ども家庭課課長補佐 浜田 哲弘 子ども家庭相談センター所長 田中 隆志 子ども家庭相談センター所長補佐 梶 晶子 子ども発達支援センター所長 須崎ひとみ 子ども発達支援センター所長補佐 平戸 由美 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 竹内 一敏 健康子ども部統括保健師 中林 琴美 保健総務課課長補佐 田中 陽一 保健医療課長 大塚 月子 保健医療課参事 橋本 涉 保健医療課課長補佐 竹内 大 保健医療課課長補佐 濱田 寿之 次長兼健康・子育て推進課長 小野澤裕子 健康・子育て推進課健診推進室長 藤木 尚子 健康・子育て推進課課長補佐 谷村 彰彦 生活安全課長 山根 一城 生活安全課課長補佐 岡部 孝志		
	<p>【市立病院】</p> 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 事務局総務課長 松田 真治 事務局総務課課長補佐 濱岡 直樹 事務局総務課経営戦略室長 波多野 哲 事務局医事課長 網谷 憲治 事務局医事課課長補佐 金山 浩子		

傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時59分 開会

【市立病院】

◆**棕田昇一委員長** 少し早いですが、ええかな、大丈夫ですか。はい。では、ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、市立病院先議分の説明、質疑、討論、採決、続いて令和3年度の当初予算の説明、その後、福祉部、健康こども部という流れとしております。令和3年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により配付のレジュメのとおり、福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行います。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様のご協力をお願いいたします。本日は新しい福祉保健委員会メンバーでの委員会となりますので、出席いただいている執行部の方に自己紹介をお願いし、その後、引き続き説明に入っていただきたいと思っております。初めに平野病院事業管理者に御挨拶をいただきたいと思っております。はい、平野病院事業管理者。

○**平野文弘病院事業管理者** はい。皆さんおはようございます。もう既に御承知のとおりで当院から新型コロナウイルス感染者が1名発症したということで、昨日の全員協議会の席でも状況についてお話ししたところでございます。それで、1つ報告といたしまして、昨日の協議会の中でも入院患者について再検査を本日行うということをお話いたしました。昨日、入院患者29名の再検査、それとちょっと念のためということでほかに2人、合計31人のPCR検査を、再検査及び新規検査を行いました。全て陰性でございました。御報告いたします。

それから今日は先議分ということで議案第42号令和2年度鳥取市病院事業会計補正予算ということで、これは最終的には決算見込みという話になるかと思っておりますが、それと議案第23号令和3年度鳥取市病院事業会計当初予算と御審議いただくこととなります。令和3年度の当初予算のほうは我々からの説明で本日は終わりますが、何卒よろしく御審議いただきますようによろしく申し上げます。

○**小林俊樹副院長兼事務局長** おはようございます。経営改革担当の副院長と事務局長を兼ねております小林と申します。よろしく申し上げます。

○**松田真治事務局総務課長** 総務課長の松田でございます。よろしく申し上げます。

○**網谷憲治事務局医事課長** 医事課長の網谷です。よろしく申し上げます。

○**金山浩子事務局医事課課長補佐** 医事課課長補佐金山です。よろしく申し上げます。

○**波多野 哲事務局総務課経営戦略室長** はい。総務課経営戦略室長の波多野と申します。よろしく申し上げます。

○**濱岡直樹事務局総務課課長補佐** 総務課課長補佐の濱岡です。よろしく申し上げます。

◆**棕田昇一委員長** はい、平野病院事業管理者。

議案第42号令和2年度鳥取市病院事業会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

○平野文弘病院事業管理者 そうしますとまず先議分の議案第42号令和2年度鳥取市病院事業会計補正予算について総務課長のほうから詳細を説明いたします。よろしくお願ひいたします。

◆棕田昇一委員長 はい、松田課長。

○松田真治事務局総務課長 はい。総務課長松田でございます。資料のほうは福祉保健委員会資料と右上に四角で囲ってある資料を御用意いただきたいと思ひます。めくっていただきますと議案第42号という表紙があると思ひますが、はい。1ページをお開きいただきたいと思ひます。収支一覧表を載せております。まず、収入でございますけれども、経常収支分の収入でございますけれども、一番上の欄ですね、1番の病院事業収益というところで一番右が補正後の総額を載せておりますが、85億3,611万9,000円という決算の見込みでございます。それから下の表の支出のほうでございますけれども、一番上のところの病院事業費用、1番でございますけれども、補正後の予算額、一番右ですが、85億9,134万8,000円の支出の見込みということで計上いたしております。それで、結果、収支の差引きでございますが、支出の表の下から2番目のところ、経常損益の行でございますけれども、補正後の予算額が9,638万5,000円の赤字ということで見込んでおります。その行の一番左のところ、令和元年度の決算額が7億4,118万8,000円の赤字ということでありますので、今年度につきましては6億4,480万3,000円の経営改善ということで見込んでおるところでございます。

それで、主な内容について内訳のほうを説明させていただきますが、まず、収入のほうでございます。収入のところに行ってください、表に戻っていただいて上から2つ目の医業収益でございます。こちらの決算見込みが67億2,366万6,000円と見込んでおりますが、補正額としましては2億9,201万2,000円の減ということでございます。右のほうに、すみません。2ページに積算の根拠を載せておりますが、当初予算との比較で言いますと四角で囲っておる表の中でございますが、入院につきましては当初272人の1日患者を見込んでおりましたけれども、2年度の決算見込みでは247名ということで患者数は減っております。ただ、診療単価につきましては当初の見込み4万9,000円で見込んでおりましたが、決算見込みでは5万2,000円ということでございまして、その計算した差額が当初予算比較で1億7,657万円の減ということでございますが、これにつきましては元年度の決算からは増収の見込みでございます。

それから外来のほうですけれども、外来のほうも2年度の当初予算では1日患者数450人を見込んでおりますが、2年度につきましてはコロナ禍ということの受診控え等もございまして416人ということで外来患者数も減っております。それで、診療単価のほうは若干ですけど、当初見込み1万4,400円から1万4,700円ということで若干単価のほうは上がっております。それで、収益の増減としましては8,876万4,000円の減の見込みということでございます。いずれも入院・外来とも昨年度の決算額からは若干増収ということで見込んでおります。それから医業収益の中の3番目にその他の医業収益というのがございます。こちら2ページのほうを見ていただいて表の下のところ、医療相談収益人間ドックの減と書いておりますけれども、こちらはコロナの関係でゴールデンウィークの前後に緊急事態宣言が出されまして、その際に

各企業さん、健保組合さんとか、社会保険の関係のまとまったキャンセルがかなりございまして、その影響で減収となっておりますし、あと、総員の職員、検査技師ですけども、中途退職等がございまして人材のほうが確保できなかつたりということもございまして3,238万4,000円の減ということで、こちらは減収でございます。

それで、あと、今回の収支の改善の主な、大きな要因でございますが、1ページの表に戻っていただいて2の医業外収益の中に3番目に補助金という欄がございます。こちらが補正後の予算額の見込みが8億515万7,000円ということで7億5,258万8,000円の増額補正を計上しております。こちらは鳥取県のほうから病棟をコロナ入院患者用に空けてくださいという要請がございまして、これに応じて1棟を丸々空床にして受入れ体制を整えている病院に対しては空床補償ということで補助金が下りることになっております。当院は病棟1棟を、48床を空床にいたしまして1日単価が7万1,000円ということで、1床当たり7万1,000円の補償をいただいております。ということがございまして、こちらの補助金はかなり増額でいただいておりますので、こちらの増収が今回の黒字の、黒字といいますか、収支改善の要因ということでございます。

それで、収入の主なものは以上でございますが、支出につきましてはこちらも大きなものを2ページのほうに書いております。医業費用のうちで材料費ですね、薬品の増ということで、こちらは眼科のオペとか、それから循環器内科の医師が確保できたというようなことで薬剤のほう若干、件数、単価とも上がっておるといようなことがございまして、薬剤費のほうが増えております。それから支出の減の要因としましては給食材料費の減ということで、こちらは入院患者が減っておるといこともございまして、人間ドックでの食事の提供というのをストップ、コロナで密になるということで停止しておりますので、そういった材料費が減っております。それから研究研修費の中で旅費ですね、これ医者、看護師、それから技術職も含めて資格取得のための長期の研修とか、それから医師の学会参加の旅費、こういったものが、現地でのそういうものがコロナで中止になっておりますので、そういった旅費がほぼ掛っていないということで1,309万8,000円の減ということでございます。

それから続いて3ページをお開きいただきたいと思います。資本的収支でございます。こちらは補正後の収入ですけども、10億5,507万円ということで収入のほうを見込んでおります。令和元年度の決算が7億9,536万3,000円ですので、こちらから比較しますと2億5,970万7,000円ということで2億6,000万弱、まず増収となっておりますが、こちらコロナの関係で人工呼吸器であるとか、陰圧装置であるとか、そういった機器の關係の整備に伴いまして、補助金等が増えておる影響でございます。それから支出のほうですけども、資本的支出、一番上の欄ですけども、補正後の予算額が14億4,459万8,000円ということで、こちら同様に昨年の決算と比較しますと建設改良費の営業設備費という欄のところは機器の購入に係る経費が増額となっております影響でございます。それで、収支の差引きで申し上げますと、収入、支出の次の欄ですけども、収支差引不足額ということで3億8,952万8,000円の赤字ということでございます。

こちらにつきましては損益勘定の留保資金のほうで財源補填をするということとしておりま

す。それで、主なものとして先ほど申し上げました今回の補正については減額の補正でございまして、支出のほうがこの表の欄の下に4行ほど書いておりますけども、建設改良費の支出のほうが工事請負費の減ということで、こちら屋上防水工事を今年度実施しておりますけども、こちらの積算の見積りと落札額との請差の部分が主でございまして、2,934万5,000円の減額補正ということでございます。それに伴いまして収入のほうも企業債を2,680万円の減額ということで計上いたしております。それから、4ページからは一般会計の繰入金の内訳でございまして。こちらの繰入金は公営企業ですので基本的には原則独立採算でございまして、運営収入で賄い切れない部分っていうことは総務省の基準によって繰入れ、一般会計から見ると繰り出しが認められているものでございまして、こちらの内訳を載せておりますので、詳細説明いたしませんと御確認いただければと思います。説明としましては以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、御説明いただきました。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。よろしいですか。

◆**金田靖典委員** ちょっといいですか。

◆**棕田昇一委員長** はい、金田委員。金田委員どうぞ。はい。

◆**金田靖典委員** 金田です。お世話になってます。御苦労さまでして、なかなか大変な中で、またこの1年間ほんとに御苦労さまでした。例年数億の赤が出るところが、このたび補助金7億5,000万というところで、何とか1億円以内の赤っていうようなことで今のところ出ているということではあれなんですけども、全体的にやっぱり入院、外来ともに減になっているところはね、2億5,000万円、2億6,000万円ぐらいかな、ここが減になっているところが、なかなか厳しい現実、コロナの影響あるにしてもなかなか厳しい中だろうなと思いますけども、特に今年度振り返られまして、病院としてコロナの中で、特別な体制の中で大変だったろうと思うんですけども、特にこの辺りは取り組んできたということがあればお知らせいただければと思うんですが、よろしく願います。経営改善でいいですよ、経営改善で。

◆**棕田昇一委員長** はい、小林副院長。

○**小林俊樹副院長兼事務局長** はい。副院長の小林です。今年1年度、最初からコロナウイルスの蔓延ということがありまして、やはり4月、5月は受診控えというものも大きくて、外来等もかなり減ってましたので、まず第1の目標として、やはり予算はある程度前年までの赤字が大きいので、患者をかなり前の年より増やして確保しようという予算を組んでおりましたけれども、ちょっとそれを目標にするのは難しいということがありまして、具体的にもうこういいうことでやっていこうということで目標にしましたのは、とにかく昨年度の実績を下回らない、昨年度の入院、外来の収益を何とか確保しよう。その確保する中で今年度は耐えなきゃいけないというところがありまして、まずそれを目標にしていこうということで、たまたま今年度から私がこういう職名をいただいたこともありまして、医局会という医師の会が毎月1回開かれておりますけども、そういう場で、そういう目標でとにかく、まずは去年の収益を確保しよう。できればそれに幾らか上積みをしていけないう話で毎月させていただいたということもあって、その中で具体的な取組としては、病気ごとに適正な入院日数っていうのがあるんですけども、その辺りがやはり主治医ごとに入院の期間というものをあらかじめ

決めてしまっているというようなこともあるんですけども、その辺りを全国平均、DPCの病院ですので、DPCの1とか、DPCの2とか、収益的にこの入院日数が一番望ましいとか、全国平均ではこの病名ではこれぐらいの入院日数が適切だというようなものがありますので、まずはその辺りをうちの病院と全国の比較でどの程度乖離があるのかというようなことを話をさせていただいて、その乖離があるところについては全国並みの考え方で治療していきませんかというような話もしながら、入院日数をできるだけ各医師の判断ではなくて、その病名に応じた全国的な、標準的な診療レベルに近づけるというような話をずっとしてきたというようなところあります。

そういうことで、結果的に在院日数が昨年より若干延びてきたりというようなこともありまして、入院収益は、患者は減っていますけど前年より確保できたというところもありますし、もう1つの取組として、鳥取市立病院弱いのはいろいろな加算が取れてないという、入院単価が低いというところがありまして、例えば薬剤の服薬指導とか、それからリハビリとか、それから栄養面での栄養管理指導とか、いろいろ一定の入院をされる患者さんに対しては提供できるサービスというのがあるんですけども、その辺りがあまり統一的にされてないというところもありましたので、そういう部分についてできるだけ患者さんに提供できるものは提供して、サービス向上にもなりますし、結果として病院の収益向上にもなりますので、そういう取組をしていこうというような話もさせていただいて、そういうこともあって、診療単価については当初予算で4万9,000円という形で組んでいましたのが5万2,000円になっているというようなことはそういう取組を行ったというところもありますので、そういうようなことで、今年度の場合はコロナ禍で多くの患者を望めない、受診を避ける方も多い中で、多くを望むということよりも、どうしても必要があつて入院されたり、外来に来られる患者さんを大事にしながら、そういう患者さんに適切な医療を提供することで収益を向上させようと、そういう取組を1年間続けてきたということで、結果としては元年度決算を上回る医業収益というのは確保できるんだろうなというふうに思っています。そういうような取組をさせていただいたというところ です。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。

◆**金田靖典委員** ありがとうございます。よろしいです。はい。

◆**棕田昇一委員長** はい、魚崎委員。

◆**魚崎 勇委員** これちょっと教えてほしいんですけど、2ページ目の収入のところの1日患者数ですね、例えば2年度240、入院247名、これは1日当たりの在床というか、来られる平均の患者数で、これに単純に365掛けたら1年間が出るという考えでいいんですか。

◆**棕田昇一委員長** はい、松田課長。

○**松田真治事務局総務課長** はい。そのとおりでございます。はい。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。

◆**魚崎 勇委員** はい。

◆**棕田昇一委員長** はい、そのほかございますか。はい、足立委員。

◆**足立考史委員** 足立です。お世話になります。3ページの収入のところ人間ドック等の説明

がありまして、入院、外来はコロナで受診控えということがあるので理解はするんですけど、人間ドックの中で説明の技師の退職ということを言われて、その技師の退職とそのドックの人数が減った関係ってというのはどういうふうに捉えられているのか。

◆**棕田昇一委員長** はい、松田課長。

○**松田真治事務局総務課長** はい。総務課長松田です。12月に技師が1人、検査技師が退職になって、その関係もあって、特に腹部エコーの検査の部分でなかなか回転がうまくいかなかった部分があります。そこを総合診療科の医師であるとか、放射線の先生であるとか、そういったところでカバーしながら影響がないようには努めてきましたけども、その回転が多少悪くなった部分で予約がフルで受けられなかったという日があったということでございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、足立委員。

◆**足立考史委員** 腹部エコーの検査をされる種類は人間ドックだと思うんですけど、その枠という1日でできる人数が今の説明言われると減らさなきゃいけない話になる。予約を減らして1日例えばマックス20人のところを18にしたとか、具体的にその減らす指示があったのか、それで、減額になりましたということなのか、自然減なのか、その技師との減額の人数の関係をもう少し詳しく教えてください。

◆**棕田昇一委員長** はい、小林副院長。

○**小林俊樹副院長兼事務局長** はい。副院長の小林です。もともと人間ドックの1日当たりの件数というのは、どちらかという内視鏡が何人飲んでもらうことができるかというようなことで、今までは決まっています、大体それがうちの医師のキャパシティからいうと23人ぐらいってということで、ドックで内視鏡検査を希望される方については23枠、それ以外にバリウムとか、そういうのがあったりして25枠ぐらいは何とかこなしたいというのが前提としてもともとあったんですけども、今年の場合は先ほど松田課長の説明でもありましたけど、4月5月に病院側の意図ではなくて、コロナの緊急事態宣言ということで、特に共済組合中心に大量のキャンセルが出たのでそこで落ち込んだということがありまして、病院の思いとしてはその後後半でそういう一度キャンセルになったり、延期した人たちを取り戻すということで通年としては収益を上げたいということはあったんですけど、先ほど言いましたように技師が1名退職したということと、それから、産休育休でお休みになったというようなこともあって2人欠けてしまったというふうなことがあって、そのところが大体エコーがうちの職員1人が1日8人ぐらいを撮っています、そういう中で23とか、25のドックの患者、腹部エコーいらぬという方全然ないので、やっていたんですけども、そこは苦しくなったということがあって、それ以上に枠を増やすというのはできなくなったと。

ただ、枠を減らすということはより一層収益が減るのでそこは何とか避けたいということで、院内でいろいろ協議をする中で、先生方が、じゃあ、協力しましょうということで、3人ぐらいの先生方が主に抜けた技師の代わりにエコーを撮ってくれたということもあって、維持はしたんですけども、その4月5月に落ち込んだ分の取戻しができなかったと、そういう形になってきます。

◆**棕田昇一委員長** 足立委員。

◆足立考史委員 しつこくてすみません。エコーができない人数分の補填とすれば、先ほどドックということであれば、健保組合とか、職員さんとか、ドックができる検査と協会けんぽで検査を受けられる枠があると思うんですけど、それで、その協会けんぽだとエコーとかがないはずで、それで、その補填をしようとするればその受入れの操作ができたんじゃないかなと思って、要するに言いたいのは、検査技師と受診者が減りましたよということの理解がちょっと私はしにくかったもので、ちょっとその辺を聞かせていただいたというところでして、コロナでもう受診者が減りましたと、そこだけでしたら大体理解できたんですけど、説明で技師のことが出されたときに、どこに影響するのかなという疑問で質問させていただいたので、もうこれは意見というか、もうここで終わりにしますので、回答はいいません。以上です。

◆椋田昇一委員長 はい、そのほかございますか。はい、上田委員。

◆上田孝春委員 はい。今の収支の関係を聞かせていただいて経常損益も元年と比べて若干減っておるとい説明があったわけですが、その中でやっぱりこの先ほど金田さんからあったけど、補助金の7億5,000万からあったという、これがもしなかったら果たしてどういった数字になっておるかなというちょっとあれして、コロナの関係で1棟48床は空けて、それに対する補助金が7億なんぼ入るとるんだけど、これがなかった場合はどうなるのかなと収支ちょっと心配しておるとい。

それともう1つ、入院、外来の関係でどうしても患者さんが減っておって管理者も議会答弁の中でいろいろと話があったわけですが、やっぱりこの入院とか、外来の患者の関係で増やすっていったら大変何かあれだけども、やっぱり開業医とのこの連携というか、開業医からの紹介をやっぱり大事にせないけんというふうに僕は思うんですけど、常日頃やっぱりどのくらい市民病院と連携取るとる開業医さんがいらっしゃるかちょっとよう分からんですけども、やはり入院、外来の患者を増やすっていうのは、やっぱり開業医の先生方からどれだけ市民病院のほうにこの患者さんを紹介してもらうんだということに、この入院とか、外来の患者を増やす大きな1つだと、大きなもんだと思うけど、この辺は一体、答弁で管理者は連携を取るとる、取るとるといふうな話も答弁で聞くんだけど、やっぱりこの辺の連携の取り方っていうか、実態はどうなのかなというふうにもちょっとお尋ねしてみたいというふうに思います。

◆椋田昇一委員長 はい、では、平野病院管理者。

○平野文弘病院事業管理者 はい。御心配していただいて申し訳ございません。まず、初めの補助金のその7億5,200万円、これがなかったら大変心配というの、私もそう思います。だから、令和3年度の当初予算は一応この補助金を想定せずの予算組を取りあえずしております。なかったらどのくらいになるかということは、

○小林俊樹副院長兼事務局長 そっちは後で答えましょうか、私がね。

○平野文弘病院事業管理者 はい。それについては後で副院長のほうが答えるということで、開業医を大事に、紹介を何とかという、私もそれはもう一番危惧しておるところでして、以前、確かに開業医から紹介で来られた患者に対してこの席で言うのもどうかと思うんですけど、何でこんなんで来られたとか、そういうちょっといろいろ開業医の先生がちょっと怒られるっていうか、疑念を抱かれるようなことも当院あったようですけど、ずっととにかく開業医から

の紹介を大事にせないけん。市立病院の一番の弱点っていうのは市内に市立病院のOBが少ないというところがありますもんですから、もう開業医からの紹介はとにかく何だろうが受けという話でこれまで来ております。さらに発展させたのがトワイライトCTだとか、夕方になってからCTを写すことができますのでということで、夕方6時、7時頃に開業医を訪問しまして、こういう取組もしとるからってということで、どんどん紹介してもらったらいいですからお願ひしますというような取組もやってきておるところでして、何とか紹介患者を増やして今後の、まずは外来を増やさんことには入院も増えないというか、外来から始まりますので、外来を増やしていきたいという具合に思っています。

◆**棕田昇一委員長** はい、小林副院長。

○**小林俊樹副院長兼事務局長** はい。副院長小林です。コロナの補助金がなければどれぐらいの収益見込みになるかというところですけども、単純にこの7億5,000万と9,600万を足せば8億4,000万になるんですけども、どうしても病院を運営する中で不用額というのを、一定のものを見込んでおかなければいけないので、大体1億円ぐらいは不用額が出るだろうということを見込んでいますので、この予算組みとしては大体7億4,000万ぐらいの赤字かなということで昨年度の実績が、昨年度の決算数字の赤字が7億4,100万円ということですので、そこもとんとはなっているだろうというところがありまして、それに加えて実はその補助金の額もこの予算編成をした段階では2月末までコロナの病棟を空けておいてくださいということがありまして、大分収束してきていたので、その2月までは確実にやり、3月は未確定だということで予算編成しておりますけども、御存じのように3月になってからもコロナ患者が発生しまして、当院からも発生して、引き続き3月も延長するという方向になっていきますので、この補助金がまた、1億近く増えるということがありますので、そうすると6億5,000万とか、6億4,000万とか、そういう辺りの本体、本業ですね、医業本業としての収益はそういうこと。そこを、コロナを抜いてもやはり昨年よりは少し多くて、赤字が7億切れるかどうかぐらいの数字になるんじゃないかなということを見込んでいたというような状況です。

ですので、何とか先ほどもちょっと言いました、去年を何とか上回りたいということで目標としてきましたので、そこは何とか達成できそうな感じが今のところあります。ただ、ちょっと院内でコロナ患者が発生して、今、病棟間の移動というのをちょっとやめていますので、若干、その辺りの影響がやはり出ているところがありますので、ちょっと3月が若干、心配なんですけども、2月までの状況であれば6億円台の赤字が本業としての状況だと、そういう感じですよ。それと、あと、先ほど紹介患者を受ける地域との連携という話があり、管理者がちょっと話をしましたが、補足をさせていただきますと、やはり我々も非常に大事だと思っております。院長も副院長もやはりその重要性は思っております。本年度は開業医さん回りというのを先生方がやっていただけまして、何とか市立に紹介をお願いしますというような取組をさせていただきました。そういうような状況です。

◆**棕田昇一委員長** はい、上田委員。

◆**上田孝春委員** 補助金っていうもんを当てにしておったらいけんというふうに思いますし、先ほど副院長のほうから話があったように、やっぱり患者を増やすっていうのは開業医との連携

が一番大事なことだというふうに思います。ですから、病院のドクターと開業医さんとのこの連携を常に定期的にも、やっぱりそういったものを十分取っていただいて開業医さんからの紹介をいただいて、患者を増やしていくということもこれは大きな経営改善につながってくるというふうに思いますので、このことをしっかり踏まえて、病院のドクター等とも話をし、そういった問題については開業医さんとの連携を密にさせていただくように頑張っていたきたいなというふうに思います。以上です。

◆**棕田昇一委員長** はい、平野事業管理者。

○**平野文弘病院事業管理者** はい。ありがとうございます。従来からもうとにかく開業医からの紹介と救急車の搬送、これはもう一切断るなど。例えば、救急車で来られ、うちの診療ではちょっとカバーでききれん、県中に運ばないといけんというような、結果的にそういうようなことになったとしても、とにかくうちに要請があったらうちでとにかく1回は診いと、それで、どうにもならん、うちじゃいけん、県中に回さないといけんということだったら、そこで回せばいいと、とにかく何だろうが救急車と紹介患者は一切断るなどというような指令、指示は出しております。今後ともそういう取組をしていきたいという具合に思っています。

◆**棕田昇一委員長** はい、そのほかございますか。よろしいですか。はい。以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**棕田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第42号令和2年度鳥取市病院事業会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆**棕田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

それでは福祉保健委員会を一旦休憩して、予算審査特別委員会福祉保健分科会を開会します。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午前10時38分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午前11時07分 再開

【福祉部】

◆**棕田昇一委員長** では、ただいまから福祉保健委員会を再開いたします。

本日はまず、先議分の説明、質疑、討論、採決を行い、続いて先議以外の議案説明、報告、令和3年度の当初予算の説明という流れとしております。令和3年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となりますので、委員長の宣告により配付のレジメのとおり、福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行います。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。本日は新しい福祉保健委員会メンバーでの委員会となりますので、出席いただいている執行部の方々に自己紹介をお願いし、その後引き続き説明に入っていただきたいと思います。初めに竹間福祉部長に御挨拶をいただきます。竹間福祉部長。

○竹間恭子福祉部長 はい。福祉部の竹間です。本日はよろしくお願ひします。本日の福祉部の所管に属する部分、先ほど説明がありましたが、先議分の補正として6件、先議分以外の条例5件、その他の報告4件でございます。まず、補正予算でございますが、議案第24号一般会計、議案第27号国民健康保険費特別会計、議案第28号高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計、議案第31号介護保険費特別会計、議案第35号介護老人保健施設事業費特別会計、議案第36号後期高齢者医療費特別会計、それぞれまた後ほど説明のほうさせていただきたいと思ひます。

次に条例案件でございますが、議案第50号は寝具丸洗い乾燥サービス事業の手数料を新たに追加するとともに、生活管理指導員派遣事業を廃止するなど高齢者在宅福祉事業手数料の徴収に関する条例を改正するものでございます。議案第51号及び議案第52号はいずれも介護保険サービス、障がい福祉サービス、障がい児通所支援事業等の3年に1度の報酬改定に関連して国の基準省令が一部改正されることに伴ひ、それぞれのサービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を改正するものです。議案第53号は国民健康保険法施行令の一部改正に伴ひまして、保険料の減額に係る所得の算定基準を見直すとともに、保険料率の改定などを行うため、国民健康保険条例を改正するものです。議案第54号は第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴ひ、介護保険料の改正を行うため、介護保険条例を改正するものです。

その他の報告といたしまして第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画・第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定状況について御報告をさせていただきたいと思ひます。それから地域包括支援センター運營業務委託事業者の選考結果について、介護老人保健施設かわはらの介護報酬返還金についてをそれぞれ御報告させていただきます。詳細につきましてはこの後、各担当課長が説明しますが、その前に説明員の自己紹介ということでさせていただきたいと思ひます。まず、最初に地域福祉課の梶次長ですが、ちょっと身内に不幸がありまして、本日は欠席させていただいておりますので、説明のほうは変わりました小森補佐のほうでさせていただきたいと思ひます。

改めまして私が福祉部長の竹間恭子ですよろしくお願ひします。

○奥村上雅浩福祉部次長兼長寿社会課長 福祉部次長兼長寿社会課長の奥村上でございます。よろしくお願ひします。

○藏増祐子福祉部次長兼保険年金課長 福祉部次長兼保険年金課長藏増と申します。よろしくお願ひいたします。

○山本博久障がい福祉課長 はい。障がい福祉課長の山本でございます。よろしくお願ひします。

○角野浩重生活福祉課長 はい。生活福祉課長の角野です。よろしくお願ひします。

○山内健地域福祉課指導監査室長 地域福祉課指導監査室長の山内です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○松本 縁保険年金課医療費適正化推進室長 保険年金課医療費適正化推進室の松本です。よろしくお願ひいたします。

○有田 博生活福祉課課長補佐 生活福祉課課長補佐の有田です。よろしくお願ひします。

- 田淵康修保険年金課課長補佐 保険年金課課長補佐の田淵と申します。よろしくお願ひいたします。
- 小森毅彦地域福祉課課長補佐 地域福祉課課長補佐の小森です。よろしくお願ひいたします。
- 植田修三長寿社会課課長補佐 長寿社会課課長補佐をしております植田と申しますよろしくお願ひいたします。
- 霜村俊二障がい福祉課課長補佐 障がい福祉課課長補佐の霜村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 竹間恭子福祉部長 はい。それでは御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議案第24号令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

- ◆椋田昇一委員長 それでは議事に入ります。議案第24号令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いします。
- ◆椋田昇一委員長 小森課長補佐。
- 小森毅彦地域福祉課課長補佐 はい。地域福祉課小森です。よろしくお願ひいたします。それでは説明のほうはこちらの令和2年度2月補正予算案所属別事業一覧のほうで説明をさせていただきますと思います。
- ◆椋田昇一委員長 ちょっと待ってください。私が一番、もう一度ちょっとタイトルを言っていただけですか。
- 小森毅彦地域福祉課課長補佐 令和2年度2月補正予算案所属別事業一覧、一般会計特別会計。
- ◆椋田昇一委員長 ちょっとしばらく休憩。議事整理します。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

- ◆椋田昇一委員長 では再開いたします。もう一度執行部のほうから、じゃあ、説明いただきます。小森補佐、お願いします。
- 小森毅彦地域福祉課課長補佐 はい。地域福祉課小森です。それでは所属別事業一覧の22ページを御覧ください。福祉部に属する部分につきましては22ページの188番～30ページの268番までが所管となっております。それでは地域福祉課の事業から説明をさせていただきます。22ページの192番福祉施設等整備促進資金貸付金です。予算書は85ページになります。こちらの事業につきましては福祉施設を建設修繕しようとする民間事業者の資金調達を円滑に進めるため、融資を行う金融機関に対して預託を行い、福祉施設の整備促進を図る事業となっております。年度当初は1件の利用を想定しておりましたけども、利用の見込みがありませんでしたので全額減額をさせていただいております。なお、本事業につきましては平成16年度に創設をしまして、平成17年度に3件の利用がございましたけども、それ以降新規の見込みがありません。その要因の1つとしまして、厚生労働省が主管をしております独立行政法人福祉医療

機構にも同様の貸付制度がございまして、年々貸付要件の拡大ですとか、個別の優遇措置を設けるなどの制度の充実が図られておりまして、そちらを利用している事業者もあるものというふうに考えております。

平成17年度に本事業を活用しました3件につきましても、平成29年度、3年前になりますけども、それまでに金融機関への返済が完了をしております、市の預託も終了をしております。福祉医療機構としましても、本市と連携をしながら民間事業者への制度の周知活用を図って行きたいという意向をお持ちです。こういったことを踏まえまして、今後、福祉施設の建設等を検討する民間事業者からの融資の相談がございましたら、福祉医療機構の貸付制度の紹介ですとか、機構の相談窓口につなぐということとさせていただきます、本事業につきましても今年度で廃止をしたいというふうに考えておりまして、令和3年度の当初予算には計上をしております。

続きまして、194番わが町支え愛活動支援事業補助金です。予算書は85ページになります。災害時における要支援者の避難体制や平常時の見守り体制を構築するために支え愛マップの作成ですとか、避難訓練の実施、こういったものに取り組む町内会や集落に対しまして、鳥取市社会福祉協議会を通じて補助金を交付する事業となっております。この事業につきましては実施団体が例年6～8団体ぐらいで推移をしておりましたけども、今年度につきましてはコロナの影響がございまして住民が集まりにくい状況が続いたことから、事業に取り組む団体がございませんで、全額減額とさせていただきます。

1枚はぐっていただきまして23ページ、195番福祉避難所環境整備事業費です。予算書は87ページになります。こちらは新型コロナウイルスの臨時交付金を活用した事業となっております。福祉避難所を開設する際に搬入する簡易ベッドですとか、パーテーション、こういった物を購入しまして、この中で災害が発生しても対応できる福祉避難所の環境整備を図る事業でございまして、6月補正予算に計上させていただいたものでございまして。これにつきましては入札の結果、市内の事業者から簡易ベッド26台、パーテーション42台を購入いたしまして、請差の10万6,000円を減額とさせていただきます。

続きまして、196番鳥取の温泉で元気しゃんしゃん事業費でございまして。予算書は87ページになります。こちらもコロナの臨時交付金を活用事業となっております。コロナの影響で行動が制限されまして精神的な負担がかかる高齢者ですとか、障がいのある方に鳥取の温泉に浸かっただいて、元気回復を図るために介護保険、障がい福祉サービス施設に湯を配送する事業でございまして、こちらも6月補正予算に計上をさせていただいたものです。当初は70施設程度の利用を見込んでおりましたけども、昨年夏の猛暑と、それから秋のコロナ感染者の増加、こういった影響もございまして、最終的には30施設程度となる見込みとしております。温泉の配送手配などの業務委託料等を87万9,000円減額とさせていただきます。地域福祉課は以上です。

◆**椋田昇一委員長** 奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。長寿社会課の奥村上でございます。引き続き長寿社会課所管分の2月補正予算の概要を説明させていただきます。ページは同じく23ページからでござい

ございます。198番の高齢者福祉ボランティアバス運行事業費でございますが、359万円の減額とさせていただきます。コロナウイルス感染症の影響を受けたものでございます。減額の主だった内容は運転手の賃金、それから燃料代等でございます。決算見込みに合わせた減額補正でございます。

それから同じく23ページ一番下の段になります。203番養護老人ホーム入所事業費でございます。これは経済的理由等で、居宅で養護を行うことができない高齢者を市町村が養護するものでございますが、こちらにつきましてはコロナウイルスの影響というものは、特段把握はできておりませんが、例年に増して若干多くなっているというような状況がございます。養護老人ホームといたしましては、鳥取市はなごみ苑90床、それから契約で受けていただいておりますのが、県中部の母来寮、それからかなび園というような施設がございますが、決算見込みといたしましては10名程度例年に比べて増えておるというような状況になっておるものでございます。それから24ページでございます。206番敬老祝賀事業費でございますが、71万4,000円の減額でございます。これもコロナウイルス感染症の影響を受けて敬老祝賀行事が中止になったためにそれを移送するためのバス代等が不用となったものでございます。下の欄の207番金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業費でございます。78万2,000円の減額でございますが、社会福祉協議会と共催ということで毎年、金婚・ダイヤモンド婚の祝賀式典を開催しておりますが、今年度はコロナウイルス感染症の影響を受けまして記念式典を中止したために減額となるものでございます。

それから、1つ飛びまして209番公共交通機関利用助成事業費でございます。607万7,000円の減額でございますが、こちらコロナウイルス感染症の影響を受けまして利用が全く減っていったというような状況でございまして、例年110件程度ある利用ですが、12月補正予算計上時点での実績では22件というようなそんな状況でございました。それからその1段下210番軽費老人ホーム運営補助金でございます。こちらは平成30年度に中核市移行に伴いまして、県から移譲を受けた事務でございますが、社会福祉法人が基準に基づいて減免した入所者の利用料に対して助成をするものでございまして、鳥取市内には対象となる施設が6施設ございます。毎年増加傾向にございまして、当初予算で概算を計上し、2月のこの議会で決算に合わせた補正予算を毎年行っているものでございます。本年度につきましては884万9,000円の増額というような決算見込みになったものでございます。

それから1段飛ばしまして212番福祉文化会館利活用事業費でございます。206万8,000円の予算に対しまして全額の206万8,000円の減額でございます。こちらは6月15日の福祉保健委員会で概要は説明をさせていただいているものでございますが、委員が変わられているということで簡単に触れさせていただくものでございますが、福祉文化会館の移転等に伴いまして空になるというような状況から有効利活用について高齢者が介護予防と健康づくりの場を創出するようなものを民間に提案をいただくというようなことで若干のフロアの改修経費を予定しておりました。令和元年度に事業者何社かに聞き取りを行った時点では提案の可能性があるというようなものでございましたけれども、コロナ禍の影響も受けまして結果として提案に至りませんでしたので全額減額補正をさせていただくというものでございます。それからおはぐ

りいただきまして25ページになります。

214、215、216番3つ続きまして新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の予算でございます。214と216につきましては全員協議会2月の22日に全員協議会で行財政改革課が配付しておりました資料に詳しくは載っておりますけれども、それぞれ決算見込みに伴う減額でございますが、214番につきましては6月の先議、それから7月の臨時議会で議決をいただいた補正予算でございました。外出控え等が進む中でおたっしや教室、介護予防の教室ですが、これも緊急事態宣言を受けて休止をいたしました。そのときに訪問型でも何か健康づくり、運動の指導等ができないかというようなことで訪問型のおたっしや教室的なものやってみようということでの予算計上でございましたが緊急事態宣言の解除とともに、訪問型のおたっしや教室等募集はずっと続けておりますけれども、結果としては皆さんがおたっしや教室等集まる場所に顔を見てやりたいというようなことでそちらのほうを利用されたというような状況がございまして、結果としては750万円の減額となったものでございます。

それから216番につきましては4,605万5,000円の予算でございました。こちらについては一般質問等でも議題には何度か話題になっております。衛生用品の1事業所当たり5万円の助成、それからICT化というようなことで1事業所10万円を限度にしてICT化の促進を図るような助成を予定したものでございますけれども、市内の事業所406の事業所全てに助成をするような予定での予算でございましたが、結果といたしましては最終的に200余り、半分余りのぐらいの事業所からの申請というようなことになったものでございます。1,630万円の減額というものでございます。

それから217番高齢者虐待保護事業費でございますが、こちらが当初予算4名で見込んでおったものが実績では15名を見込むというようなことで大幅に増えていったものでございます。当初予算201万9,000円に対しまして2月補正予算で516万9,000円の増額の計上でございます。虐待の案件が増えていったことにつきまして、コロナの影響もあるんだろうかというようなことで現場とも意見は聞いておりますけれども、コロナの影響があつての虐待が増といったようなことはなかなか掴み切れておりませんで、この増員の要因といたしましては虐待の啓発の取組が広がっていったことで気づきが早くなっているんじゃないかということ、それから地域包括支援センターの再編拡充を進めておりまして、地域密着が進んでおりますので気づきが大変早くなっているというようなことで委託型の地域包括支援センターなんかの案件も増えてきているというようなことで感じているところでございます。

それから219番、220番につきましては新型コロナウイルスの感染症の影響によって利用料収入が減少になった分の施設維持管理費を支払うための経費でございます。4月の11日～5月の17日分は9月補正で対応をしておりましたが、このたびの補正予算の計上は5月18日～9月30日までの分の積算をしているものでございます。砂丘ふれあい会館が277万円、湯谷荘が59万8,000円という予算計上でございます。番号戻りますけれども、215番につきましては事業別概要に載っておりますので、そちらで概略説明させていただきたいと思っております。令和2年度2月補正予算案事業別概要国3次補正分というものでございますが、事業別概要の9ページの上の段になります。315万4,000円の補正予算を計上させていただいております。こちらにつ

きましては本年度の7月臨時議会で議決をいただきましたICTを活用したチェックリストシステムの導入で、7月臨時議会では483万2,000円の予算をいただきまして、このチェックリストシステムの導入を図りました。

この今回、補正予算を計上させていただきました315万4,000円につきましては、令和3年度に向けて、このチェックリストシステムを活用していくための経費でございます。新型コロナウイルス感染症対策として、介護サービスを利用していない高齢者を対象に自宅を訪問をして、自宅で取り組める運動指導やチェックリストを活用した身体状況のモニタリングを行うような仕組みを構築しようと考えているものでございます。

それから、すみません。また、あと飛びます。繰越明許費について長寿社会課所管分を補正予算書で説明をさせていただきたいと思っております。製本された分でございます。補正予算書の172ページ、173ページでございます。172ページ、173ページをお開きいただけますでしょうか。

◆**椋田昇一委員長** よろしいですか。じゃあ、続けてください。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** 172ページ、173ページでございます。下から3段目と4段目、こちらが長寿社会課所管分の繰越明許費でございます。下から3段目地域介護福祉空間整備等補助金でございます。令和2年度予算額2,937万8,000円に対しまして2,190万8,000円の繰越してございます。この内容ですけれども、12月補正予算で介護施設の非常用自家発電整備、それからグループホームの防災改修の予算を議決いただいたものでございますが、今年度、低温多湿の影響がございましてシーリング乾燥に日数を要するというようなこと、それからグループホームの防災改修につきましては、すみません、非常用自家発電設備です。非常用自家発電設備の年度内の納入が困難な状況が明らかとなったため、それに対応する2,190万8,000円を繰越しさせていただくものでございます。

その下の段、地域医療介護総合確保事業補助金でございます。8,481万9,000円の予算に対しまして4,870万2,000円を繰り越すものでございます。こちらはグループホームそれから看護小規模多機能施設等整備するものでございますが、地権者と用地買収交渉に不測の日数を要したために年度内の完了が困難という状況が明らかとなったため、繰越をお願いするものでございます。それから、申し訳ございません、174ページ、175ページでございます。新型コロナウイルス関連の2事業がございました。一番上の段、在宅介護予防（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）国の3次補正分でございますが、こちらは1月臨時議会で補正を議決いただいた案件、15か月予算に対応するため、全額繰越しをするものでございます。それから、その下の段、介護サービス事業継続支援事業でございますが、2,975万5,000円の予算額に対しまして1,226万9,000円の繰越してございます。こちら、先ほど補正で減額の説明をさせていただきました。衛生用品とICT機器の購入補助でございますが、申請をいただいているもののうち、年度内の納入ができないことが想定されるものがございます。ICTなんかの機器が遅れるというようなことを事業者からの連絡をいただいているもので、年度内に納入されない場合に対応するための繰越予算でございます。長寿社会課は以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** はい、では、次、山本課長。

○**山本博久障がい福祉課長** はい。障がい福祉課山本でございます。障がい福祉課関係のもの、

主なものについて説明させていただきたいと思います。まず、事業一覧の26ページの232番でございます。自立支援医療費ということで1,240万4,000円の補正を計上させていただいております。これは身体に障がいのある方に必要な自立支援医療費、更生医療でありますとか、育成医療でございます。人工透析ですとかペースメーカーの埋め込み等に係る医療費等を支給しまして、障がいのある方に障がいの除去、軽減、それから機能回復を行うものでございますが、これにつきまして申請件数が増加したということでございまして、実績見込みによりまして増額補正をさせていただくというものでございます。

それから次のページをはぐっていただきまして27ページの236番でございます。補正額727万7,000円ということで日常生活用具の給付事業費を計上させていただいておりますけども、これは日常生活用具でありますストーマ用の装具でありますとか、紙おむつの関係でございまして、こういった日常生活用具の給付の申請が増加したということで、実績見込みに伴いまして増額補正を上げさせていただいております。それから次に同じく、同じページ242番でございます。国県支出金返還金ということで548万5,000円計上させていただいておりますが、これにつきましては障がい福祉サービス等の利用に係る障がい者自立支援給付費等の事業の実績に基づく精算等によりまして国県への返還金ということで、548万5,000円を計上させていただいております。

それから、次の243番でございます。国民健康保険団体連合会負担金等ということで1億5,633万1,000円計上させていただいております。これにつきましては障害者総合支援法に係る障がい福祉サービス等につきましては国保連の経由で精算をしまして、負担金として支払いをさせていただいておりますけども、居宅介護などの介護給付費、それから自立訓練などの訓練等給付費、相談支援事業の一環として実施しますサービス利用計画の作成費等々の障がい福祉サービスの給付費の利用の増加に伴いまして、増額補正の予算を計上させていただいております。それから次のページ28ページでございますけども、28ページの247番国県支出金返還金障がい児分ということで256万8,000円を計上させていただいております。これにつきましては、障がい児給付費等国庫負担金、それから県負担金等の精算によりまして国県への返還金、それから小児慢性特定疾病対策国庫補助金等の精算によりまして国への返還金でございます。

それから、続きまして248番でございますけども、これにつきましては先ほど説明しました国民健康保険団体連合会負担金等でございますけど、この障がい児対象分ということでございまして、障がい児の障がい福祉サービス通所給付費の利用の増加に伴いまして増額補正を上げさせていただいております。それから、続きまして、今度は予算書のほうを見ていただきたいと思いますけども、補正予算書のほうの、先ほど長寿社会課のほうでも説明がありましたけど、174ページ～175ページにかけてでございます。174ページ中段の社会福祉施設等整備事業というところで、繰越明許費ということで5億4,700万を計上させていただいておりますけども、これにつきましては社会福祉法人厚生事業団が運営します障がい者支援施設の障がい者福祉センターあさひ園、それから白兔はまなす園の施設入所支援を統合しまして新たな障がい者支援施設、生活介護が60名、それから就労継続支援B型が100

名、施設入所支援が40名、短期入所を併設で4名という、こういった施設を整備するというところで今年度当初予算等々で要求をさせていただいたものでございますけども、この施設、建築後45年を経過しておるということで老朽化が著しいというようなこと、それから利用者の高齢化や重度化に伴いまして居住環境に支障が出ているというような状況で、こういった整備を行っておるところでございますけども、この繰越理由に書いてありますけども、関係者との協議に日数を要したということもあります、新型コロナの感染症の影響を受けまして屋根であるとかサッシ等の資材がちょっと入りにくいというような状況もあったというようなことで、今年度中の事業完了がちょっと難しいというようなことがございまして、繰越しをさせていただくということでございます。障がい福祉課につきましては以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、はい、奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。長寿社会課の奥村上です。発言に誤りがございましたので、1点訂正をさせていただきたいと思っております。予算書の174ページ、175ページで説明をさせていただいた繰越明許費でございます。一番上の在宅介護予防、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、国3次補正分の315万4,000円、先ほど1月補正、1月臨時議会で補正、議決をいただいた案件と申し上げました。このたびの2月補正で補正予算、提案させていただいている案件でございます。議決後、全額繰越しをして令和3年度に向けての予算の執行というような予定にしているものでございます。以上でございます。申し訳ありませんでした。

◆**棕田昇一委員長** はい、では、角野課長。

○**角野浩重生活福祉課長** はい。そうしましたら引き続き29ページ、生活福祉課に関するもの、3点説明させていただきます。まず上から3つ目の255番保護決定等体制強化事業費ということで、これは今、予算書の関係で172ページを御覧ください。ここに内訳があるんですけども、よろしいでしょうか。これについては国の補正予算に呼応するためということで、国の3次補正に伴い、今年度、面接員、すみません。事業別概要、これの下の段を見ていただけますかね。資料4の事業別概要の9ページですね。はい。すみません。失礼しました。事業別概要の下の段になるんですけども、新型コロナウイルス感染症の影響による生活保護の相談や申請の増加に対応するため、生活保護の専門的知識を有する面接相談員を1名増員し、相談体制を強化すると。それで、先ほどの国の3次補正に呼応して1人分の予算を確保して、来年度に繰越しをするというものでございます。

続きまして下の261番、下から2番目ですけども、過年度国県支出金返還金、これ2億1,266万円計上しておりますけども、これについては令和元年度の、生活保護費というのは皆さん御存じのように国が4分の3を負担するんですけども、その中で結果的に2億1,266万円が余ったと、そういうことで国にお返しするという分になります。続きまして一番下の扶助費でございますけども、これ6,955万7,000円、扶助費、生活保護費ですね。扶助費実績見込みによる増及び財源更正というのはあれですけど、増加したと、実際には今年度生活費、生活扶助費等はかなり下がっておるんですけども、医療費のほうが相当予定より上がっておると、実際1億7,337万4,000円ほど増えそうだということで、その他の生活扶助費や住宅扶助費はかなり減

つとるんですけども、差し引きしたところで、この金額6,955万7,000円の増が見込まれるということで補正させていただきました。以上です。

◆**棕田昇一委員長** はい、では次、藏増次長。

○**藏増祐子次長兼保険年金課長** はい。保険年金課藏増です。事業別概要一覧の30ページの263番～268番までが保険年金課の所管するところでございます。このうち263番と268番でございますが、いずれも国への返還金でございます。初めに263番でございますが、国民年金事務取扱事務費1万1,000円を計上させていただいております。これは令和元年度10月から始まりました年金生活者支援給付金の受付事務を市のほうで行っておりまして、この受付事務に対する国庫交付金を令和元年度に概算で交付を受けていたものの精算に伴う返還金でございます。

次に268番でございますが、こちらにつきましては未熟児医療助成費の返還金を9万2,000円計上させていただいております。これにつきましては医療を必要とする未熟児に対する助成費用に係る国庫補助金をいただいているんですけど、令和元年度分でございますが、概算で交付を受けていたものの精算に伴う返還金を計上させていただいております。戻っていただきまして、266番になります。国民健康保険費特別会計へ繰出し、これは新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金3次補正予算分でございます。これにつきましては、事業別概要の10ページの上段でございます。こちらのほうにも記載がございます。併せて御覧いただければと思います。あと、補正予算書のほうの176ページ2段目でございます。こちらのほうにも記載がございます。これは国の3次補正予算で新型コロナウイルス感染症の拡大防止策といたしまして、医療機関等における感染拡大防止等の支援が盛り込まれたことに呼応しまして、佐治診療所における新型コロナウイルス感染症対策のための経費に対しての繰出しを行うものでございます。除菌器等の機器であるとか、発熱患者対応の施設の修繕を行う予算として繰出すものでございます。

繰越合わせて繰越明許費の補正予算も計上させていただいております。次年度への繰越しをして新型コロナウイルス感染症の対策に取り組んでいくものでございます。こちらにつきましては国保の特別会計のほうでも内容を説明をさせていただきます。保険年金課以上でございます。また、福祉部所管の説明も以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、御説明をいただきました。本案について委員の皆様から質疑ございますか。ありませんか。

◆**金田靖典委員** なら、1つ。

◆**棕田昇一委員長** はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** 金田です。よろしくお願ひします。所属別事業一覧の25ページだったですかね。ごめんなさい。23ページの203のところ養護老人ホーム入所事業費が400万1,000円増額になっているんですけども、少し教えてほしいんですけども、217ページ、ごめんなさい。217番に高齢者虐待保護事業費というのが516万9,000円、これはそれぞれ質が違うんですけども、なかなかコロナで生活が大変になっているというふうな影響を考えると、養護老人ホームの入所が増えたということと、ここの虐待が増えたところの関連性というのはどういうふうに見ておられるのかというのを教えてください。

◆**椋田昇一委員長** はい、奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。それぞれの事業は若干性質が、若干と異なりますか、性質が異なるものでございます。203番の養護老人ホーム入所事業費は経済的理由等で、居宅で過ごすことが困難な高齢者を養護するものでございますので、独居の高齢者が増えているというようなことが背景にあるのではないかとこのように考えるところでございますし、一方で217番の高齢者虐待保護事業、こちらにつきましては様々な精神的な虐待であったりとか、身体的な虐待、経済的に虐待というようなことがありますけれども、虐待から保護するための短期宿泊手数料等でございますので、性質としては全く別なものだというふうな理解でおります。以上でございます。

◆**金田靖典委員** よろしいですか。

◆**椋田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** ということになると、虐待で対応、相談を受けてから、例えば施設入所になったというのではないですか。

◆**椋田昇一委員長** はい、奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。虐待の場合、虐待から施設入所に行く場合は一時的な保護、虐待から分離するというようなことで短期宿泊、そこから施設、どこか入所、帰る場所がないということになれば施設入所ということになると、これは全くこの経費ではなくって契約によって入所に移っていくというようなケースはございますが、ここの予算にはどちらにも上がってくるものではございません。以上でございます。

◆**金田靖典委員** はい、ありがとうございます。

◆**椋田昇一委員長** 金田委員。指名してからお願いします。

◆**金田靖典委員** はい。大変失礼いたしました。はい。コロナになってからコロナでなかなか外に出られない、それから仕事もなかなか大変だという中で、それが家庭の中にぎゅっと集まって、子どもたちが大変な思いをしていたり、それからあちこちで事件が起こったりというようなことが起こっているものですから。それで、同じようなことが、例えば高齢者の要は弱いところにどうしてもそういう圧がかかるというような形で起こっているのではないかなということをやっと心配したものですから。ありがとうございます。

◆**椋田昇一委員長** そのほか、質疑ございますか。はい、では以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**椋田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第24号令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆**椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり決定されました。しばらく休憩します。ちょっとお持ちください。ここで午後にしませうか。いいですね。はい、では、午後1時再開ということで休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

議案第27号令和2年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** それでは再開いたします。議案第27号令和2年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第4号）の説明を執行部お願いいたします。はい、蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課蔵増です。所属別事業一覧の101ページからになります。この101ページからですが、

◆**棕田昇一委員長** 皆さんよろしいですか。資料、大丈夫ですね。はい、どうぞ続けてください。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** はい。まず1番～8番までが事業勘定でございます。国保の運営をする事業でございます。事業勘定につきましてはおおむね安定した国保運営となる見込みを立てております。このたびの補正の全体といたしましては、事業費の実績見込みによる増額であるとか、減額補正を計上させていただいております。また、国民健康保険運営準備基金を減額いたしまして、令和元年度の決算で生じた決算剰余金およそ2億3,700万円を財源更正をする補正予算を計上いたしております。

その中で2番でございます。退職被保険者等療養給付費でございます。74万1,000円を計上させていただいております。これは令和2年3月をもって被保険者が一般被保険者へ移行した退職医療制度に係る保険給付費でございます。今年度は月遅れで請求があるものを見込んでいたものでございますが、見込みを上回る実績が生じたため増額補正をさせていただくものです。次の3番でございます。一般被保険者高額療養費でございます。2億1,098万6,000円を、計上をさせていただいております。これは当初予算を見込む際に令和元年度の上半期の実績を見込んで令和2年度の当初予算編成したものでございますが、上半期の実績が対前年度から縮小している状況がございまして、これを踏まえまして、令和2年度の当初予算を計上させていただきましたが、結果的には令和元年度の下半期の伸びがかなり伸びましたので、結果として今年度も例年並みの実績が見込まれるというふうになってございまして、増額補正をさせていただくものでございます。

続きまして9番～12番が直診勘定でございます。これは佐治診療所の運営をする会計でございます。直診勘定につきましてはコロナウイルス感染症の影響で長期処方ということが少し増えてきているのかなというふうに見込んでおりますし、11月からは佐治診療所のほうで抗原検査の実施を始めておるところでございます。このたびにつきましては、この中で9番でございます。以下運営費でございます。12万円の計上をさせていただいておりますが、財源のほうの説明をさせていただきたいと思っております。このうちの財源、国県支出金のところの505万6,000円でございます。こちらにつきましては国庫支出金なんですけれども、これは先ほども申し上げました抗原検査を始めたというふうに申し上げましたけれども、発熱外来診療体制確保支援補助金というものでございまして、インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症の検査医療機関に県から指定を受けま

して発熱患者等の専用の診察室を設けまして、発熱患者等を受け入れる体制を取った場合に、その体制を確保するのに要する経費につきまして、支援をされるものでございます。佐治診療所におきましても、10月下旬に県の指定を受けまして受け入れる体制を取って、今、運営をしておるところでございまして、補助金を受け取ることとなったものでございます。

続きまして、関係がありますので10番と11番でございまして、101ページと102ページにまがります。これはコロナウイルス感染症の3次補正に関わる補正でございまして、先ほど一般会計のほうで繰出しのところでお説明を申し上げましたけれども、ここで国保の事業とさせていただきますところでございます。10番でございますけど、これは医科の感染防止対策事業費400万9,000円でございます。11番につきましては歯科のほうの感染防止対策事業費でございます、467万3,000円を計上させていただいております。事業別概要でございますけれども、31ページ上下段として医科と歯科を載せさせていただいております。

まず、最初に上段のほうの医科の事業でございます。大きくは除菌等の機器を購入する経費、発熱等の患者を受入れ等のための施設修繕、それから感染防止のための衛生用品と3つを書かせていただいておりますが、内訳についてでございますが、除菌等の機器につきましては大まかに2種類ございまして、1つ目が空調でございます。空調を除菌対応のエアコンにするという経費、これは診察室、レントゲン室、待合室の3か所のこのエアコンを購入する経費でございます。合計で217万1,000円を想定しております。2点目がスリッパの滅菌機2台を購入する経費として49万1,000円でございます。こちらのほうで、合計で266万2,000円をというふうになります。また、その次の発熱患者等の受入れの施設修繕でございますが、1点目が今、職員専用のトイレがあるんですけども、それを発熱患者外来用に使用してもらえるように、今ある和式のトイレを洋式に改修をして使っていただくようにしていくものでございます。これが71万4,000円を想定しております。

もう1点が発熱患者専用の診察室として医科と歯科の間にある中庭にカルテ庫がありまして、カルテ庫のプレハブを使用して、今、対応しておるところでございますが、床の具合が悪いので床の補強とそれから換気をよくするための換気扇を新設する経費として22万円を、想定をした予算でございます。合わせて93万4,000円の予算とさせていただきます。そのほか衛生用の消耗品で41万3,000円というふう合計400万9,000円計上させていただいております。下の段でございます。歯科の事業でございます。歯科につきましてもおおまかに3点でございますが、最初の除菌等の機器につきましては以下と同じようにエアコンを設置する経費でございます。これは診察室と待合室の2か所を想定しております。こちらのほうが261万円を想定しております。また、スリッパの滅菌機1台を購入する経費で24万6,000円を想定しております。

次の飛沫防止のための歯科用吸引装置でございますけれども、歯を高速で削る際に口腔外に飛沫が拡散する、飛散するというので、それを吸引する機器を購入する経費を想定してございまして85万8,000円を計上させていただいております。また、今度は義歯、入れ歯のほうですけども、作った入れ歯を調整するために削る際の粉塵を発生源で吸引する機器として25万7,000円を購入する経費を上げさせていただいております。合計で111万5,000円となります。

また、そのほか消耗品として70万2,000円で合計467万3,000円を計上させていただいております。こちらの3次補正に対する予算といたしましては補正予算書の254ページ、こちらのほうで記載をさせていただいておりますけども、明許繰越費の補正予算も合わせて計上させていただいております。次年度へ繰越しをして新型コロナウイルス対策感染症に取り組んでいくものでございます。国保特別会計以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、御説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑ございますか、はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** 金田です。よろしく申し上げます。コロナの関係で、短期保険証を窓口交付から郵送交付にされたですね、それで、前半と後半たしか2回ありましたよね、半期分を、半期分だったですね、そのときの発行数というのは分かりますかね。

◆**棕田昇一委員長** はい、藏増次長。

○**藏増祐子次長兼保健年金課長** 申し訳ございません。保険年金課藏増です。発行数、今、把握をしておりますが、はい。調べさせて、

◆**金田靖典委員** はい。また何か教えてください。ごめんなさい。

◆**棕田昇一委員長** 答弁それでいいですか、まずは。はい、金田委員どうぞ。

◆**金田靖典委員** はい。短期保険証を発行する1つの理由として、窓口で支払いに関する指導したいんだというのは理由づけとしてあったと思うんですけども、実数は後から教えてもらえばいいんですけども、感覚として指導がなくなったわけですけども、郵送によってね、短期保険証の発行数というのは増えましたか、それとも変わらない。

◆**棕田昇一委員長** 藏増次長。

○**藏増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課藏増です。実数を把握してないので多くなったか少なくなったかは分からないんですけども、飛び抜けて多くなったという印象はないと思います。

◆**棕田昇一委員長** はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。ありがとうございます。ということは、これは来年度の今度は3年度分になるんですけども、3年度後の4月1日分も引き続き継続して郵送されますかね。

◆**棕田昇一委員長** 藏増次長。

○**藏増祐子次長兼保険年金課長** はい。保険証でございますけれども、8月1日からのものとそれから2月1日からのものになりますので、来年度については8月からの保険証になります。もう既に1月のものについては郵送させていただいております。

◆**金田靖典委員** 分かりました。ありがとうございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、じゃあ、足立委員。

◆**足立考史委員** 足立です。歯科のほうの説明で③の衛生用品の金額をもう一度。

◆**棕田昇一委員長** 藏増次長。

○**藏増祐子次長兼保険年金課長** 保健年金課藏増です。歯科のほうの消耗品費でよろしいでしょうか。消耗品費につきましては41万3,000円でございます。すみません。申し訳ありません、間違えました。70万2,000円でございます。はい。

◆**棕田昇一委員長** はい、足立委員。

◆**足立孝史委員** すみません。説明の中で空調とか、歯科のほうの吸引機だとか、小分けで説明していただいて、その感染防止のための衛生用品で聞き漏らしたので、何か200万とかの数字の覚えがあるんですけど、もう一度その金額でトータル467万3,000円になるためのちょっとその数字を教えてくださいませんか。

◆**棕田昇一委員長** 蔵増次長、少しゆっくりめに説明してあげてください。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課蔵増です。歯科のほうでございますが、待合室と診察室のエアコンを購入する経費で261万円、それからスリッパを滅菌する機械1台分で24万6,000円、これが除菌等の機器でございます。それから歯を高速で削るときに口腔外に飛沫が飛散するのを吸引する機器、これが85万8,000円、それから入れ歯のほうを調整するとき削る際の粉塵を発生源で吸引する機器のほうは25万7,000円でございます。合計で111万5,000円でございます。あとは消耗品費で70万2,000円でございます、合計が467万3,000円となります。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。ほかにございますか。はい、寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** 事業別概要の10ページに国民健康保険の特別会計への繰出しということがありまして、この中で、国の財源内訳で8割ぐらいが国のコロナですので、交付金ですけど、2割が一般財源、これの内訳っていいですか、補助対象にならないものとか、その内訳と今回31ページで2件ありましてね、佐治のほうの歯科、それを使われているということで、これの振り分けっていうか、それと財源内訳で全部一般財源になっておりましてね、これには国の補助とかは入れないものかどうか、財源内訳に、その辺の説明をちょっとお願いしたいと思います。

◆**棕田昇一委員長** はい、蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** はい。委員長、保険年金課蔵増です。10ページの事業別概要にあります国民健康保険への繰出しによって、国の交付金と一般財源を合わせて国保特別会計に繰出します。国保特別会計で受入れをいたしまして、予算を計上したのが先ほどの31ページの医科と歯科の予算になります。合計すると金額が一致すると思いますので、はい。結果的には同じ内容のものでございます。国保の特別会計から見ますと一般会計から繰り入れるものは皆、一般財源となりますので、財源とすると国の交付金も含めた財源でございますが、国保の特別会計に入ると皆、一般財源というふうな表示になりますので、本来の内訳は一般会計から見た財源の交付金と一般財源というふうになります。それで、この一般財源と国県の支出金の内容につきましては、本来これが補助対象で、補助対象でない。10分の10の事業であるというふうには思っているんですけども、幾ら国からお金が来るか分からないということで、一部一般財源を充ててありますけど、本来は全てが交付金の対象となるものでございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。今の説明では2割分ぐらいは当面一般財源を使われたということで、それで、その佐治のほうの上下段ですね、31ページ、この具体的にこの2つ分けられた趣旨というか、何か1つでもいいような感じがしますしね、その辺の内訳を分けられたことと、理由とか、それが分かれば。

◆**棕田昇一委員長** はい、蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** はい。保険年金課蔵増です。この補正以外のものでも通常医科の診療に要する経費と歯科の診療に要する経費は別々に予算を計上しております、このたびも別々に施設が違うものですから予算をちゃんとそれぞれで組んで、それぞれが予算を使いやすいようにしているというところがございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。分かりました。同じ建物で同じやり方かなと思いましたが、全然違うということですね。はい。

◆**棕田昇一委員長** そのほか質疑ございますか。はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** 補正予算書の236ページですが、ここに基金の13で繰入金というのがあります。基金の繰入金というのが、当初3億円が組んでありましたけども、減額補正2億円で結果的に1億円ということになっているんですけども、これ、過去2、3年ずっとゼロ、その前2,000万ぐらいの繰入金していたんですけども、ここ2、3年はゼロなんです。これはこの1億円を繰入れなければ基金から繰入れてはならない理由というのは何なんでしょう。

◆**棕田昇一委員長** はい、蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課蔵増です。2億円を減額したことにつきましては、伊藤議員さんの質疑のところでも部長のほうが答弁をさせていただいたんですけども、今年度の国保の運営がおおむね順調にしているということと、それから令和元年度の決算剰余金で2億3,700万、

◆**金田靖典委員** 2億3,700万円。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** はい、ありましたので、2億円を減額して、それで決算剰余金を充当しているというところがございます、残りにつきましては、残りの使途、使い道ということでもいいですか。

◆**金田靖典委員** いやいや、だから。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** はい。

◆**棕田昇一委員長** お待ちください。金田委員、もう一度そこ、ちょっともう一度説明というか、質問してあげてください。

◆**金田靖典委員** いやいや、まだ質問ですか、改めて。

◆**棕田昇一委員長** うん。さっき問があった部分について。はい。

◆**金田靖典委員** はい。過去2、3年ゼロなんです、これは。それで、去年も3億円が基金に積んであったのに結局、減額補正でゼロになっておるんです。それで2億3,700万の繰入金があるんですけども、これが多分剰余に回っている、剰余じゃないね、前年度分の繰入金ですから、それで、ここでわざわざ1億円を、3億円を減額するんじゃなしに1億円残したという理由が知りたいんです。順調だったわけですから、別に基金をここで繰入れる必要があるのかなという意味なんですけどもね。はい。

◆**棕田昇一委員長** 蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** はい。保険年金課蔵増です。実際にこの1億円というのが予備

費相当分として計上をさせていただいておるところでございます、決算をしたときに、結果的には繰入れをするかしないかというところはあるかと思う。全体の決算を見てみて、本来本当に繰入れをするべきか、しないべきかはこれから決算迎えていくときに判断をしていこうとは思っておりますけれども、予算を編成する中で、予備費相当分で組んでおるところでございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。じゃあ、要はこれが最終的に決算なると、先ほどの繰入金、繰入金ちょっと違うな、収支差額で、ここ出てくる可能性があるだろうということですよ、だから、何か目的があって、理由づけがあって1億円を残したというわけじゃないってことですよ、分かりました。緩衝材ですよ、いわゆる。分かりました。ありがとうございます。はい。

◆**棕田昇一委員長** そのほか質疑ございますか。はい、以上で質疑を終了いたします。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**棕田昇一委員** はい、討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第27号令和2年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第4号）を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆**棕田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり決定されました。では、次に議案第28号令和2年度、

◆**棕田昇一委員長** はい、藏増次長。

○**藏増祐子次長兼保険年金課長** 申し訳ありません。保険年金課藏増です。先ほど金田議員さんのほうから短期保険証の通数のことについて、発行数のことについてお尋ねいただきましたが、令和2年度の分ですよろしいでしょうか。令和2年度の7月末に発行したものが1,493、それから1月末に発行したものが1,311でございます。以上でございます。ありがとうございます。

◆**金田靖典委員** ありがとうございます。コロナの中でね、保険証、手元にあるって、とても大事なことでいい決断されたなと思いました。ありがとうございます。

議案第28号令和2年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** 議案第28号令和2年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）の説明をお願いします。はい、奥村上次長。

○**奥村上次長兼長寿社会課長** はい。長寿社会課奥村上です。そうしますと所属別事業一覧103ページを御覧いただけますでしょうか。鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計の補正予算でございます。この特別会計でございますけれども、高齢者・障害者の住宅環境を改善するために、高齢者や障がい者の専用居室等を増築又は改築するために必要な資金の貸付けを行うための予算でございますが、それぞれ高齢者・障がい者共に1件ずつの1件250万円の予算を、計上をしておったものでございます。最終的に本年度高齢者・障がい者共に貸付金

の申込みがありませんでしたので、これを減額するものでございます。なお、103 ページの4番一般会計への繰り出しがございしますが、これにつきましては高齢者住宅資金の貸付金返還金の未納となっております滞納分ですが、こちらのほうの返済金を、返済があったものを一般会計のほうへ繰り出すというようなものでございまして40万3,000円の予算に対しまして18万5,000円、決算見込みに合わせた増額の補正を行っておるものでございます。説明は以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 説明をいただきました。本案について質疑ございますか。はい。質疑なしと認め質疑を終結いたします。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**棕田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第28号令和2年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）の採決をします。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆**棕田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり決定されました。

議案第31号令和2年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** では、続きまして議案第31号令和2年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第3号）の説明をお願いいたします。はい、奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。長寿社会課奥村上です。説明資料は同じく2月補正予算の所属別事業一覧でございます。106ページをお開きいただけますでしょうか。106ページ～108ページまで介護保険事業費特別会計でございます。106ページにつきましては、こちらは各サービスの受給に伴います給付費と本年度の実績見込みに伴う補正でございます。おはぐりいただきまして107ページでございます。107ページの13番、14番おたっしや教室事業、それから地域ふれあい事業につきましては、これは公民館や集会所でおたっしや教室、介護予防の教室、それから地域ふれあい教室、しゃんしゃん体操の普及啓発の行っておる事業でございます。この両事業でございますが、コロナの影響等で開催回数が減ったそのための減額補正ということになっております。それから15番包括支援センター運営事業費でございます。3,379万円の減額でございますが、こちらにつきましては現在、第7期から取り組んでおりました地域包括支援センターの再編・拡充でございます。今年度につきましては新たに4つの地域包括支援センターを民間の運営に委託をしております。この委託は時期であるとか、あるいは委託した包括支援センターの人件費等に関わりますが、最大限の予算で組んでおりましたもの、最終的に委託契約が終了いたしまして決算の見込みに合わせた減額の補正予算となっておりますのでございます。

それから17番でございます。在宅医療・介護連携推進事業費でございますが、在宅医療・介護連携、これもずっと重点的な施策として取り組んでおります。県の東部医師会に委託をいたしまして職員も派遣を、出向させて事業に取り組んでいるものでございますが、1,513万4,000円の予算に対しまして692万7,000円の減額でございます。減額の本来的理由といたしましては、

東部医師会もこの事業に自主事業として取り組もうというところで、毎年この事業に対して県に事業の補助申請をしております。県の医療介護総合確保基金事業に補助申請を行っております。それで500万円の交付決定を東部医師会が受けて、自主事業として500万円の財源支出をするということになりましたので500万円の減額、あとは事業の決算見込みに対する減額ということで合わせまして692万7,000円の減額でございます。

それから18番認知症地域支援・ケア向上事業費でございます。2,593万6,000円の予算に対しまして354万4,000円の減額となっております。こちらはこれまで鳥取市で認知症地域支援推進員2名の配置というように取り組んでおりましたが、地域包括支援センターの再編・拡充に併せまして全ての地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置していこうということで委託先の法人さんにも御協力をいただきながら、拡充に取り組んでおるところでございます。ただ、今年度10月から委託で設置をいたしました包括支援センターのうち、1か所がまだ認知症地域支援推進員が配置できないというような状況がございまして、その1名分の354万4,000円の減額という内容になっております。

それから107ページ最後の21番と22番、こちらのほうは予算に対しまして全額の減額となっておりますが、21番の家族介護者活動支援事業費でございます。これは在宅介護者を支援する会、民間で立ち上げたものに補助活動支援をしておったものでございますが、様々な活動の輪が広がり、いろいろところで事業も成り立ってきておりますので、この補助金が今年度から不用ではないかという協議を昨年度中に行っておりました。当初予算では例年どおり予算計上をさせていただきましたが、今年度当初からこの補助金はなく、それぞれが活動しておられるというものでございます。

22番の認知症相談支援事業費につきましては、認知症の家族の会に委託をしておりまして、月に1回交流会をさざんか会館で開催しておりました。ただ、この月1回の交流会につきましては、県の事業として今年度から明確に位置づけられまして、鳥取市は認知症地域支援推進員の配置、拡充とともに独自の事業を行うというようなことで、今年度当初からこの事業も廃止ということになりまして、全額減額をさせていただくものでございます。

すみません。108ページでございます。23番の成年後見人報酬負担金2,068万8,000円の予算に対しまして、168万5,000円の増額でございます。成年後見人制度の利用促進が図られるとともに、後見人報酬を払えないというような、そんなケースも増加をしておるところでございます。平成29年度は37件であったものが30年度には60件、元年度は80件、本年度の決算見込みは95件というふうに毎年増加をしております。当初に見込みました予算に対しまして、決算見込み168万5,000円の増額補正を計上しておるものでございます。それから24番介護相談員派遣事業費ですが、こちらにつきましては、あんしん介護相談員が御協力をいただける施設を訪問して、利用者の皆様方の声を聞きながら各施設のよりサービスの向上に資するような、そういった取組をしておるものですが、コロナウイルスの関係で各施設面会禁止等の影響がありまして大幅に活動が減っているものでございます。395万1,000円の予算に対しまして298万3,000円の減額というような決算見込みになったものでございます。

それから26番配食サービス事業費でございます。734万6,000円の予算に対しまして458万

2,000円の減額でございます。これにつきましては配食サービス、この事業を始めた当時、なかなか民間の事業が行き届いておりませんでしたけれども、近年、民間でのこの配食サービスが非常に普及をしましてまいりました。そんなことで委託をしておりました事業者からもなかなか1軒、2軒のために配達をしているというような事例もあって運営が厳しいという声も聞いておりましたので、この2、3年かけてこれまでの利用者の方を民間に移行をしていったというようなところを進めておりましたが、本年度の途中で全ての利用者の皆様が民間のサービスに移行ができたというようなものでございまして、令和3年度からは廃止をするという事業になっております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 御説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑はございますか。いや、ございますか。

◆**金田靖典委員** どなたかおられません。いつも何だか、僕ばかり何かしゃべっている感じがしていけないのですよね。

◆**棕田昇一委員長** いや、質疑のある方は挙手してください。

◆**金田靖典委員** では。

◆**棕田昇一委員長** はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。金田です。よろしく申し上げます。もう口を開けばコロナばかりの話なんですけども、コロナで、1年間でこの介護事業の中でね、利用者並びに事業者のほうで、こうした縮小の中で利用者がどんな影響を一番受けたのかってことと、事業者にとっては営業のことも含めてどういう影響があったのかっていうのを教えてください。

◆**棕田昇一委員長** はい、奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。明確にこれ、あれ、これというような、なかなか整理は今、させていただいておるものがあるわけではございませんが、何よりもやはりこれまで経験したことのなかった感染症というようなことがございます。利用者にとっても、事業者にとりましても感染を予防するため、あるいは感染の拡大を防止するためにはどうするのかっていうようなことで面会中止というようなことであるとか、あるいは利用控えをしなければならなかった、それが、また月がたってきますと状況が、こういったことだったらいいんじゃないだろうとか、あるいは県外に行かれた場合に家族の方、利用者の方といいますか、というよりも家族の方が県外に行かれたことがあるとか、そういったときに2週間の健康観察、事業者、事業主、事業者のほうの職員の方もそういった措置を取られていたところもあります。

これまでに経験をしたことがないこと、あるいはまだいまだに分からないことが多いこの感染症に対応するためにどうするのか、当初から高齢者それから基礎疾患のある方の重症化であるとか、そういったリスクがはっきりと数字で出ておりましたので、なかなかどうしたらいいのか分からないというような、そんなところの苦悩があり、外出控えによって介護度やあるいは認知症が重症化するというような、そういったことも報道もされておりましたし、実際にそういったケースもあったのではないかと思います。様々なことで、とにかくどうしたらいいのか分からない中での対応というものに苦慮したのは利用者も事業者も同じではなかったのかなというふうに感じているところでございます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、よろしいですか。

◆**金田靖典委員** ありがとうございます。

◆**棕田昇一委員長** はい。そのほか質疑ございますか。はい、

◆**金田靖典委員** なら、もう1つ。

◆**棕田昇一委員長** はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** すみません。先ほどの説明の106ページの6番目介護保険費が180億1,100万円の補正前金額が5億3,000万減額になっているんですけど、この大きな理由というのはどのように捉えればいいのでしょうか。お願いします。

◆**棕田昇一委員長** はい、奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。結果としてどのような利用があったのかということでもありますので、明確にこれが原因でこの減額ということの説明できる材料は持ち合わせておりませんが、1つにはある程度、安定的な運営のために余裕を持った見込みをしているということが1点ございますし、施設整備を介護付き有料老人ホームが7期期間に計画しておったものから手が上がらなかったために整備ができなかったということもございます。そういったことの影響が出ているものではないかなというふうに考えるところでございます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、そのほかございますか。

◆**金田靖典委員** ありがとうございます。

◆**棕田昇一委員長** はい。では、以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**棕田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第31号令和2年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第3号）の採決をします。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆**棕田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり決定されました。

議案第35号令和2年度鳥取市介護老人保健施設事業費特別会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** では次です。議案第35号令和2年度鳥取市介護老人保健施設事業費特別会計補正予算（第1号）の説明をお願いいたします。はい、奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。長寿社会課奥村上です。資料は同じく所属別事業一覧の114ページを御覧いただけますでしょうか。介護老人保健施設事業費特別会計でございますが、これは平成4年に開設いたしました介護老人保健施設やすらぎ、老健やすらぎでございます。このときの借入金等、これの返済を行うための特別会計でございます。その中の本案件は事務費でございますが、補正前3万円の事務費の財源更正でございます。財源更正をされた中身といたしましてはその他財源に診断書の作成手数料が入っておりますが、こちらのほうは決算見込みで3,000円ほど減になる見込みとなりましたので財源更正を行うものでございます。

以上でございます。

- ◆**椋田昇一委員長** はい、本案について委員の方の質疑ございますか。はい、質疑なしと認め質疑を終結します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**椋田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第35号令和2年度鳥取市介護老人保健施設事業費特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- ◆**椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり決定されました。

議案第36号令和2年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

- ◆**椋田昇一委員長** はい、では、次です。議案第36号令和2年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第2号）の説明をお願いいたします。はい、蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課蔵増です。そうしましたら所属別事業一覧でございます。115ページでございます。後期高齢者医療費の特別会計でございます。このうち2番でございます。後期高齢者医療広域連合納付金323万7,000円を、計上をさせていただいております。こちらにつきましては鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、各市町村がそれぞれ保険料を被保険者から集めまして、一般会計からの繰入金と合わせまして広域連合のほうに納付するものでございます。納める保険料が当初の想定より増える見込みとなったため、増額補正を計上させていただいております。以上でございます。

- ◆**椋田昇一委員長** はい、御説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑がございますか。はい、質疑なしと認め質疑を終結します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**椋田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第36号令和2年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- ◆**椋田昇一委員長** はい、挙手全員と認め本案は原案のとおり決定されました。先議は以上ですので、続いて先議分以外の議案説明に入ります。

議案第50号鳥取市高齢者住宅福祉事業手数料の徴収に関する条例の一部改正について（説明）

- ◆**椋田昇一委員長** 議案第50号鳥取市高齢者住宅福祉事業手数料の徴収に関する条例の一部改正についての説明をお願いします。しばらくお待ちください。はい。私が少し配慮が足りませんので申し訳ありません。議案第50号の説明をお願いします。奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。長寿社会課奥村上です。そういたしますと福祉保健委

員会の説明資料、配付させていただいております説明資料で説明をさせていただきたいと思っております。説明資料の31ページでございます。

◆**椋田昇一委員長** 今日のこの資料。はい、お願いします。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。議案第50号鳥取市高齢者住宅福祉事業手数料の徴収に関する条例の一部改正についてでございます。鳥取市が行っております寝具丸洗い乾燥消毒サービス事業の利用料金、平成12年に開始したものでございますが、これまで雑入として収納しておりましたが、これを手数料として収納するために新たに規定するというのが1点、それから生活管理指導員派遣事業につきまして介護予防・日常生活支援総合事業で代替されたために近年、利用が全くなくなっておりましたので、これを廃止するというような内容になっておるものでございます。改正の内容です。まず1点は高齢者住宅福祉事業の生活管理指導員派遣事業を廃止する。それからもう1点は寝具丸洗い乾燥消毒サービス事業を追加するという事で、この追加する寝具丸洗い乾燥消毒サービス事業の手数料について規定するというものでございます。

内容につきましては（3）の表になっております。1枚につき200円、300円、200円、100円というのはこれまで平成12年からやってきておりました事業と金額的には全く変更はございません。実際には委託料としてクリーニング協会等に委託をしておるんですけども、掛け布団の羽毛布団以外では2,440円、これを200円負担していただいているもの、それから掛け布団の羽毛布団、これは3,660円で委託をさせていただいております。敷き布団は1,950円、これを200円の負担をいただいている、毛布につきましては一重が710円、二重になっているものが990円で委託をしておりますが、これの100円、おおむね全て1割程度を負担していただいているというような内容になっておるものでございます。これを手数料として規定いたしますのは、これまでクリーニング事業者さんがクリーニングしたものを届けるときに収納をしていただいて、それを鳥取市にお支払いいただいておりますけれども、厳密に収納事務委託というものが結ばれておりませんでした。そのため手数料として定め、収納事務委託をすることによって法的にもクリアにしていくというようなために、このたびこの手数料に位置づけるものでございます。

おはぐりいただきまして、32、33ページに新旧対照をつけております。右側のほうが旧、改正前でございますが、これの第2条の（2）番生活管理指導員派遣事業、これがなくなって、左のほう、削除されまして、あと（3）（4）（5）が1つずつ番号繰り上がり、（5）番に寝具丸洗い乾燥消毒サービス事業を加えるということと併せまして、33ページのほうの別表でございます。生活管理指導員派遣事業手数料、こちらが削除されまして、新たに先ほどの寝具丸洗い乾燥消毒サービス事業手数料を加えるというような内容になっております。それと、すみません。説明漏らしましたが、生活管理指導員派遣事業でございます。これは契約している事業所、あるいは各総合支所にも確認の上、方針をこれまで検討してきたものでございますが、平成23年、24年頃は年間に700回以上の利用があったような事業でございます。

その後、介護予防日常生活支援総合事業に中身が変わっていったと、利用が変わっていったというようなことがございまして、平成30年度は2名の方が合計25回の利用、平成31年度は

全く利用がありませんでした。そして本年度につきましても全く利用がないというような状況で、このたび廃止するというような条例案を提案させていただいたところでございます。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** はい、本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。はい。ないようであります。

議案第51号鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について（説明）

◆**椋田昇一委員長** では続いて、議案第51号鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について説明をお願いいたします。

はい、山内室長。

○**山内 健地域福祉課指導監査室長** はい。指導監査室山内です。そういたしますと議案第51号鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例についてということで説明をさせていただきます。使用します資料は引き続きまして本委員会の説明資料、資料のページは35ページからになります。付議案のほうは19ページ～123ページという、100ページを越すような大変な改正案、条例になっております。では、説明をさせていただきます。まず、改正の目的です。介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本市の関係条例について所要の整理を行うことを目的としております。改正する条例ということで別紙一覧のとおりとしてしております。資料1枚はぐっていただきますと、別紙一覧ということで、このたびの第51号議案で改正する条例の、いわゆる条例全て13本あるんですけども、これを1つの改正条例としてまとめております。

まず、第1条として鳥取市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、以下第2条、第3条、それぞれの条例を今ここに掲載をさせていただいております。最後13条の介護医療院まで13本の条例を一括して改正するという内容になっております。では、改正の内容としまして説明をさせていただきます。資料のほうはもう1ページはぐっていただきまして、別紙資料1、37ページからと、もう1つ今日お配りの資料でクリップ留めしてある資料があると思います。横長、一番先頭には議案第51号別紙資料2という資料が挟みこんである。ありますでしょうか。これを1枚、表の1枚をちょっと使いたいと思います。

はい、それでは内容について説明をさせていただきます。先ほども申しました13本の条例を1度の改正ということで、付議案でもページが100ページを越すような内容になっておりますので、資料については主なものとしておりますけども、主なものと記載しましても数ページにもわたっております。ですので、かいつまんだ説明ということで御容赦いただきたいというふうに思います。じゃ、まず37ページです。このたびの改正する内容につきましては、3年に1度の介護報酬の改定というのがありますけども、それに関連をして、それぞれサービスのいわゆる人員、設備、運営についての基準を改正するというようなものでございまして、これまで国のほうで議論された点を整理いたしますと、改正の内容の主なものとして、まず1番、感染

症や災害への対応力の強化ということで、まさにこのたびの新型コロナウイルスへの対応であるとか、あるいはそういったものに対しての徹底を図る観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施や訓練、そういったものを義務づけるということが内容になっておりまして、ただ、経過期間、3年の経過期間を設けると、内容になっております。

また、2番目として、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、いわゆるBCP、こういったものの策定や研修の実施、訓練を義務づけると。これについても3年の経過期間を設けるということとしております。こういった内容が盛り込まれております。また、2番目の視点といたしまして、地域包括。ごめんなさい。先ほどの見ていただく、この横長の資料の見方なんですけども、横軸でさっき言いました13本の条例のちょっと箇条書きでタイトルを記載しております。縦軸には、これが今、説明させていただいております改正の内容の一応項目を記載しておりまして、例えば、今言いました感染症対策の強化の①、これについては13本全ての条例に絡んだ内容になっているというふうに見てやってください。それで、黒丸が国に従うべき基準ということで、国が定めた基準省令をそのまま従うべきものという整理になっておりますし、二重丸については標準とすべき基準、地域の実情によっては基準を変えることもできるんですけども、おおむね標準だと。あと参酌すべき基準というのは、これを参考にして各市町村が条例を定めなさいという内容になっております。

それで、先ほど説明いたしました感染症対策の強化、これについては黒丸、従うべき基準だということで、鳥取市はこれを必ず条例にうたって事業者を守っていただくように指導していくというようなことになる内容になっております。そういうふうな表の見方ということで、御理解いただきたいというふうに思います。2点目の視点、地域包括ケアシステムの推進、これについてもたくさんございます。かいつまんで説明をさせていただきますと、①で認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、資格を有しない無資格者に対して認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づける。これについても3年の経過措置期間を設けておりますが、いわゆる介護に直接従事する職員の中で、いわゆる医療とか、介護の資格を持たない方については認知症のそういった研修を義務づけていくということでサービスの向上を図るというような視点が盛り込まれております。

ページをはぐっていただきまして38ページ目、6番目の視点で認知症対応型グループホームにつきましては、今現在ユニット数は原則1か2、ただ、地域の実情により効率的に認められる場合は3というような今基準があるんですけども、これをさらに地域の特性に応じたサービスの整備、提供を促進するという観点からユニット数を3以下とすると。3以下なら特に理由がなく認めるよというような内容の改正というようなことになっております。また、7番の認知症対応型グループホームについては、複数の事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準というものを新たに設けると、いわゆる本体があって、そのサテライト型というのが認知症のグループホームにはなかったんですけども、それを新たに創設するというので、いわゆる人員、従業員の有効活用というようなことが図られるというようなこととなります。

3番目の視点として、自立支援・重度化防止の取組の推進ということで、1つ目は介護保険施設、これは特養、老健、こういった施設について、口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行うことを求めるということで、3年の経過措置期間を設けることとしております。2番目として栄養ケアマネジメントを基本サービスとして行うこととし、現行の栄養士に加えて管理栄養士の配置を位置づけるということで、これについても3年の経過措置期間を設けることとしております。4番目の視点、介護人材の確保、介護現場の革新ということで、これもたくさんの改正点がポイントとしてございます。まず1点目としては、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者にいわゆるハラスメント対策に関する責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めるということが盛り込まれております。

また2番目として、感染防止や他職種連携の促進の観点から、医療介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス及び医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認めていくんだと。いわゆる感染症でなかなか対面による会議とかが難しいというようなことが出てきたので、こういうテレビ会議等を通じたものでも認めていくというような内容のものになっております。はい。あと、以下あるんですけども、次の39ページ7番目の項目として人材確保や職員定着、人材の有効活用の観点から、人員配置基準の緩和、見直し等を行うということでございます。具体的には、最初のほうのは今、鳥取市に実例がないので省きますけども、例えばキの項目で、認知症グループホーム1ユニットごとに夜勤1人以上の配置が必要だったものが、3ユニットの場合であって、その3ユニットが同一階に隣接しておって、なお、さらには夜間の対応がきちんと取れているというような要件を満たせば、3ユニットで以前でしたら1人ずつだから3人必要だったところが、2人以上でもいいよというような緩和も図っていくというような点も盛り込まれております。

あと、同じくグループホームのクの欄です。クの項目です。認知症グループホームにおいて、いわゆる計画作成担当者である介護支援専門員が各ユニットに1人ずつ必要だったものが、事業所ごとに1名以上の配置ということに緩和するといった内容も盛り込まれております。5番目の制度の安定性・持続可能性の確保ということで、これについては、①サービス付き高齢者向け住宅の事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めるものとする。ちょっと分かりにくいんですけども、例えば有料老人ホームに並立しているデイサービスセンターがあったとして、当然有料に入居しておられる方、そのデイサービスセンターを使われるんですけども、そのデイサービスセンターは有料の利用者だけじゃなくて、ほかの方もきちんと受入れしなさいよと。ほかの方受けずに有料の利用者だけに限定するというようなことはしちやいけませんよというようなことを明文化していくというような内容のものになっております。制度の安定的というようなことで、そういった内容が盛り込まれております。

6番その他の事項ということで、①利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、こ

これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務づけると。この3年の経過措置期間を設けることとしておりますが、そういった内容が盛り込まれております。以上、すみません。非常にかいつまんでの雑駁な説明になりましたけども、取りあえず第51号の改正の内容についての説明を終わります。

- ◆**棕田昇一委員長** はい、ありがとうございました。繰り返しておりますけど、本委員会では説明のみとなっておりますが、聞きにくかった点、語句等ございましたら、御意見ありますか。よろしいですか。はい、では次に移ります。

議案第52号鳥取市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について（説明）

- ◆**棕田昇一委員長** 続いて議案第52号鳥取市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について説明をお願いします。はい、山内室長。

○**山内 健地域福祉課指導監査室長** はい。指導監査室山内です。引き続きまして議案第52号鳥取市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について説明をさせていただきます。使用します資料は先ほどの委員会説明資料43ページからとなります。同様に別冊の資料で横長の表がもう1枚あったと思います。これも使用いたします。見方としては先ほど説明させていただいたような見方ということで御理解いただきたいと思います。

では、43ページの改正する条例についてということで、すみません、41ページでした。41ページ議案第52号改正する条例についてということで、こちらのほうも付議案でいきますと、ページが125ページ～162ページ、こちらのほうも約40ページにわたるボリュームになっております。改正の内容といたしましては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法及び児童福祉法の規定に基づき障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本市の関係条例についてその整備を行なうことを目的としております。

2番改正する条例、1枚はぐっていただきまして、別紙一覧ということで、こちらのほうは7つの条例を一度に改正する内容となっております。指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等定める条例、これを第1条といたしまして、第7条鳥取市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等定める条例まで7つの条例をこのたびの改正を一度に行おうとするものです。改正の内容につきましては43ページからと、先ほど出していただきました横長の別紙資料2ということで説明をさせていただきます。

まず、改正の内容の主なものといたしまして、こちらにつきましても、障がい福祉サービスの報酬改定3年に1度の報酬改定に併せまして、様々な基準の省令の見直しが図られているということでございます。改正の内容、主なものといたしまして、1つ目、効果的な就労支援や障がい児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応ということで、1つ目としましては就労移行支援における就労支援員について同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等の

ノウハウの共有や人材活用の観点から常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とするといった点や③就労継続支援A型事業所は運営状況に関し、必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用、その他の方法により公表しなければならないものとする、こういった点が盛り込まれております。2番の感染症や災害の対応力の強化等、これにつきましては先ほどの介護保険のほうでの条例の内容と一緒ですので省かせていただきます。

3番、医療的ケア児への支援などの障がい児支援の推進ということで、1番、指定児童発達支援事業所における各サービスについて専門性及び質の向上に向けて、現在ある従業者要件、障がい福祉サービス経験者を削除すると、これは2年の経過措置期間を設けるということで、資格がなくても経験者であればよかったという要件が2年以内にはなくなるということでございます。あと、医療的ケアを必要とする障がい児が利用する場合には原則看護職員を置かなければならないものとする、これも2年の経過措置を設けることとしております。

4番目といたしまして、障がい福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための見直しということで、①利用者の虐待防止等のための責任者を設置及び委員会を設置するとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講じなければならないものとする。これは1年の経過措置期間が設けられる予定です。2番目として身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や指針の整備、研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。これは1年の経過措置を設けております。3番として適切なハラスメント対策ということで介護のほうにありました同様の対策を求めていくというようなことでございまして、以上議案第52号の障がい福祉サービスの指定の基準を定める条例の一部改正についての説明を終わります。

◆**椋田昇一委員長** はい、ありがとうございました。聞き取りにくかった点や語句の確認等ございますか。はい、なしということで次に移ります。

議案第53号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について（説明）

◆**椋田昇一委員長** 議案第53号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について説明をお願いいたします。はい、蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課蔵増です。そうしましたら鳥取市国民健康保険条例の一部改正について説明をさせていただきます。付議案のほうは163ページ～165ページでございます。本日の資料は45ページ～57ページでございます。この本日の資料のほうで説明をさせていただきます。このたびの改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして国民健康保険料減額に係る所得の算定基準を見直すとともに保険料率の改定、その他所要の整備を目的として行うものでございます。改正の内容につきましては主に2点でございます。初めに国保運営協議会答申を踏まえた保険料率の改訂についてでございます。保険料につきましては国保事業に要する費用が賄えるように保険料として賦課をさせていただいておるものでございまして、国保事業の中で保険料に大きく影響をするのが、県へ納める国民健康保険事業費納付金でございます。この納付金は県が医療費などの推計をして市町村へそれぞれの

年度で提示をしてくるものでございます。

令和3年度は鳥取県がこれまでの実績に基づきまして、医療費が減少するというふうに推計をするなどされまして、令和3年度の納付金の減を見込んでいることに加えまして新型コロナウイルスの影響という特殊な状況下であることを踏まえまして、納付金の減を最大に反映した保険料の見直しを行うということを前提として試算を行った結果を基に保険料率の引き下げについて、運営協議会を1月に開催いたしました。運営協議会に諮問をさせていただきました。これを受けまして運営協議会で審議していただいた結果、諮問の内容のとおりのお返事をいただきました。これを踏まえまして保険料率の改定をさせていただくものでございます。改定の料率につきましては中頃の表のとおりでございますが、医療分、基礎賦課分とさせていただきます。医療分と介護分の料率を引き下げさせていただくものでございます。条例で行きますと第14条それから14条の10関係でございます。

2点目につきましては、国民健康保険法施行令の改正による軽減判定基準の整備を行うものでございます。今回の見直しにつきましては、平成30年度の税制改正におきまして個人所得課税の見直しとして、給与所得と年金所得のある者に対して適用する給与控除と年金控除の一部10万円相当なんですけれども、これについてそれを減額いたしまして、全ての者に適用される基礎控除に振り替える見直しがされたことに伴うものでございます。この給与所得控除、年金等の控除につきましては10万円引き下げて基礎控除を10万円引き上げることになりまして、これに伴いまして所得情報を活用している国民健康保険におきまして、意図せざる影響や不利益が生じないように国民健康保険法施行令の規定が見直されたことによるものでございます。

改正の内容はいわゆる法定軽減の基準額についてでございます。国民健康保険におきましては、低所得世帯に対する国民健康保険の保険料の負担を軽減するために、世帯主や所属する被保険者等の総所得金額が一定以下の場合に保険料のうち、応益割といいますけれども、均等割とそれから世帯平等割に関する部分について、その額の7割、5割、2割を軽減する措置を講じております。一定の給与所得の方が2人以上いらっしゃる世帯については、平成30年度の税制改正の後、本人の収入状況に変化がない場合でも、保険料軽減に該当しにくくなるという影響が出る可能性があるということで、その影響を遮断するために軽減判定基準において軽減判定所得の算定のときから基礎控除相当額の基準額を43万円に引き上げる、現行は33万円なんですけれども、43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の給与所得と公的年金等の支給を受ける者の数の合計から1を減じた額に10万円を乗じた金額を加えるものとするものでございます。

軽減判定は基礎控除の前の所得で判定をするということですから、この改正をさせていただくものでございます。改正前と改正後につきまして45ページと46ページにわたりますけれども、算定の方法を書かせていただいております。これは条文の18条、それから付則第3項の関係のものでございます。このほか、引用する法令の改正によりまして、所要の見直しを行っております。詳細につきましては新旧対照表が47ページからになりますので、御確認いただければと思います。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

議案第54号鳥取市介護保険条例の一部改正について（説明）

◆**棕田昇一委員長** はい、では続きまして議案第54号鳥取市介護保険条例の一部改正について説明をお願いいたします。はい、奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。長寿社会課奥村上です。それでは引き続き説明資料で説明をさせていただきたいと思えます。説明資料の58ページをお開きいただけますでしょうか。議案第54号鳥取市介護保険条例の一部改正についてでございます。こちらにつきましては、皆様方、御周知のとおり、第8期介護保険事業計画、本年度策定をしまりました。介護保険等推進委員会で御審議をいただき、市民政策コメント等も受けた上で最終案をまとめ、社会福祉審議会に諮問をし、答申をいただいたところでございます。それによりまして、第8期来年度から3年間にわたる介護保険料について介護保険条例の一部改正として提案させていただいているものでございます。58ページの2番に改正の内容とございます。（1）番こちらが介護保険料段階区分に応じた介護保険料の改正内容でございますが、これの第5段階、ここが基準額でございます。現行7万8,000円が7万6,000円と2,000円の引下げというような内容でございます。この12段階の段階区分に変更はございませんし、各段階ごとの料率こちらにも変更はございません。基準額が2,000円下がったことによりまして第1段階～第12段階までの保険料が算定されているものでございます。

それから（1）番の第12段階の下、また、とございますが、こちらは所得区分の変更でございます。第7段階に該当する所得区分、これまで200万円未満でございましたけれども、これが210万円未満ということに変更になりました。これ、第7期までは、例えば所得区分が200万円の方は第8段階でしたけれども、第7段階に引き下げられるというようなことでございまして第8段階以降も20万円ずつこの所得区分が上がります。これにつきましては国が所得区分の変更を行いましたので、これに併せた変更というようなものでございます。第7段階以上の所得区分の変更があったというものでございます。それから（2）でございまして、第1段階に該当する第1号被保険者については、令和3年度～令和5年度までの各年度において保険料減額賦課を行うことと定めることとしますとございます。これは（2）（3）（4）でそれぞれ第1段階～第3段階まで同じことを記載しておりますが、これまでも行っておりました減額賦課これも継承すると、特に変更があったものではございません。

そして60ページから新旧対照表がありますが、この内容が条例に落とされた場合の新旧対照を掲載しておりますので、こちらは御確認いただければと思えます。今の内容を一目でというようなところになりまして、66ページと67ページを使って若干全体を見やすく説明をさせていただけたらと思えます。まず、66ページですが、こちらは保険料を算定したときの資料でございます。介護保険等推進委員会、それから社会福祉審議会等にもお示しをして御審議をいただいたものでございます。まず1番が保険料収納必要額ということで、こちらは高齢者の人口推計あるいは要支援、要介護の各段階のそれぞれの認定者数の推計、そういったものとサービ

ス見込料、これらを掛け合わせまして第8期期間中3年間の給付見込額を算定し、そのうち第1号被保険者の負担相当分23%になりますけれども、こちらから保険料収納必要額等を算出しているというような表になります。

それから2番が準備基金の取り崩しということでこちらも議場等でも一般質問等あるところでございますが、令和元年度末に16億3,900万円余りの基金残高があったということで、これを基金9億2,900万円、この第8期の3年間で取り崩す介護保険料の上昇抑制に努めるというような内容で3番の保険料の基準額が算出をされているというところになります。3番の保険料の基準額につきましては、この必要額に基金を充当し、65歳以上の高齢者人口とそれから3年間の月数で割り戻した金額というようなそんな計算方式になっております。3番の下から1、2、3、4、5行目なんですけど、基金等が当てられなかった場合の月額ということで第7期が6,766円で第8期が6,797円、第7期令和6年になりますけれども、7,013円というような推計がされているところでございます。

それで67ページでございます。先ほどの段階別の一覧、新旧対照になっておりますが、67ページの右側です、右側が第8期の3年間の保険料でございます。減額賦課ということで第1段階、第2段階、第3段階については括弧書きがあると思っておりますが、実際の保険料、賦課される保険料はこの括弧書きの中のほうの保険料ということになります。それぞれその右側に差額ということで第7期との差額が記載をされているところでございます。真ん中辺りの第5段階が基準額として7万6,000円、2,000円の減額と、それにそれぞれの0.9、0.75といったような標準料率等を掛け合わせたところの金額、そういったものが各段階の保険料になっております。それともう1点が所得段階区分ですけども、第7段階以降のところ対象者という欄です。市民税課税の方が第6段階以上ですが、その中で第7段階が、第7期までは120万円以上200万円未満でしたが、これが210万円まで引上げられました。それに伴いまして第8段階が210万円以上320万円、第9段階が320万円以上420万円とそれぞれここから先は20万円ずつ所得の段階区分が引上げられたということで、実際には少しずつ段階が下げられる措置が取られたというようなものでございます。介護保険料の一部改正の内容、概要につきましては以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** はい、ありがとうございました。聞き取りにくかった点や語句の確認等はございますか。はい、では、以上で先議分以外の議案説明を終了いたします。

第6期鳥取市障がい福祉計画・第2期鳥取市障がい児福祉計画について（説明）

◆**椋田昇一委員長** それでは引き続き報告に入ります。第6期鳥取市障がい福祉計画、第2期鳥取市障がい児福祉計画についての御説明をお願いいたします。はい、山本課長。

○**山本博久障がい福祉課長** はい。障がい福祉課山本でございます。そうしますと、第6期鳥取市障がい福祉計画、それから第2期の鳥取市障がい児福祉計画について説明をさせていただきますと思います。資料のほうですけども、委員会資料の68ページと69ページ、それから別冊、先ほどありました別紙資料2のほうの関係ですけども、第6期鳥取市障がい福祉計画・第2期鳥取市障がい児福祉計画概要版、これで資料のほうは説明をさせていただきますと思いますの

でよろしく申し上げます。まず、この計画ですけれども、市町村では障害者総合支援法の規定に基づきまして障がい福祉サービスの提供体制の確保などを定めたこの障がい福祉計画、それから児童福祉法の規定に基づきまして障がい者通所支援、それから障がい児相談支援等の提供サービスの確保などを定めた障がい児福祉計画を策定することとされております。本年度はこの今の第5期の障がい福祉計画、それから第1期の障がい児福祉計画の最終年となることからこのたび第6期の障がい福祉計画、それから第2期の障がい福祉計画を策定させていただいたということでございます。

この計画の策定に当たりましては、障がい者当事者、支援者、それから保護者団体、保険医療、福祉雇用等の関係者で構成されます策定委員会を設置しまして、今年度4回にわたりまして策定委員会を開催しまして御意見をいただいたところでございます。それから今年1月の5日～1月27日までの間、市民政策コメントを実施させていただきまして、市民の方から8件の御意見をいただき、この策定の参考とさせていただいたところです。委員会資料の69ページのほうにいただいた意見の概要と鳥取市のそれに対する考え方を記載しておるところでございますので、ちょっと説明のほうは省略させていただきたいと思います。それを御覧いただけたらというふうに思います。それから、委員の皆様、議員の皆様ですけれども、12月議会のほうでこの計画の目標の項目とそれから数値目標については、案の段階でしたけれども、説明をさせていただきましたし、このパブリックコメントに併せまして議員の皆様には全員にこの案の段階でしたけれども、障がい福祉計画と障がい児計画をお配りしまして、御覧いただいているものだというふうに思っておるところでございます。なお、この計画案につきましては鳥取市の社会福祉審議会のほうにも諮問しまして、市長へ答申が行われて、このたび策定の運びとなったということでございます。

それでは概要版のほうでちょっと簡単ですけれども、説明のほうさせていただきたいと思いますが、まず、1ページの計画策定の趣旨でございますけれども、この障がい福祉計画というのは障がいのある人の施策をきめ細かに推進するために障がい福祉サービスや相談支援の提供見込量を推計するとともに、見込量確保のための方策とか、地域生活支援事業の提供体制を定めるものでございます。それから第2期の鳥取市障がい児福祉計画につきましては、障がい児通所支援、それから障がい児相談支援の提供体制の確保、その他通所支援、障がい児相談支援を円滑に実施するために、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供見込量の推計とともに見込量確保の方策を定めるというものでございます。この2つの計画につきましては、幼少期から障がい福祉サービスと成年後の障がい福祉サービスを切れ目なく継続して支援するということで、一体のものとして策定をしております。

それから、次2ページでございますけれども、この計画の位置づけでございますけれども、これを見ていただくと分かると思いますが、この障がい福祉計画、それから障がい児福祉計画はこの上位計画であります鳥取市障がい者計画というのをつくっておりますけれども、この障がい者計画には生活支援からここにあります行政サービス等における配慮ということで9つの分野がありますけれども、この一番最初の生活支援の分野に関する障がい福祉サービス、それから障がい児通所支援等に関する実施計画ということで位置づけておるものでございます。それから3

ページの計画の期間でございますけれども、この両計画とも3か年を1期とする計画でございます。それから令和3年度～5年度までの3か年を計画期間としておるところでございます。それから次に4ページでございますけれども、この4ページのほうには障がい福祉サービス、それから障がい児通所支援等の体系を載せておりますけれども、障がい福祉サービス、障がいのある人に対するヘルパー派遣や居宅介護、それからショートステイなどで支援を行います介護給付であるとか、就労等に向けた支援を行う訓練給付等々の事業を行うことで障がいのある方を支えていくということでございます。

それから次のページ5ページでございますけれども、5ページのほうに障がい福祉計画のそれぞれの数値目標等を載せております。これにつきましては、国の基本指針に基づきまして令和5年度の数値目標をこの①～⑥まで大きく6項目に分けて載せておるところでございます。この目標数値でございますけれども、細かくはちょっと時間の関係もありますので説明は、数字のほうは省略させていただきたいと思っておりますけれども、この目標値につきましては、鳥取市の実情を勘案するとともに、現状の分析に基づきまして設定をさせていただいたというところがございます。この①の施設入所者の地域生活への移行につきましては、これは第5期と変わっておりません。それから②の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築につきましては、前期第5期ではこの保健、医療福祉等の関係者による協議の場の設置ということを目標としておりましたけれども、第6期今回は保健、医療及び福祉関係者等による協議の場の開催回数、それから協議の場の関係者の参加数、協議の場における目標設定及び評価の回数というのがこのたび国のほうからの指針で新たに設定するということになりました。

それから、次、③でございますけれども、地域生活拠点等における機能の充実ということでございます。地域生活拠点の設置というものは前期の計画からありましたが、このたびその地域生活拠点の運営状況の検証・検討という項目が新たに加わったものでございます。それから④の福祉施設から一般就労への移行等でございますけれども、ここにア～エまで4つの項目が上がっております。このアの一般就労への移行者数というのはイ～エまでの3つをトータルしたものでございまして、それぞれイ、ウ、エと1項目ごとに目標値を設定しておるものでございます。それから⑤の相談支援体制の充実・強化等につきましては、これはこのたびの第6期の計画から新規の目標として設定されたものでございます。それから⑥の障がい福祉サービスの質の向上ア～ウと、ア、イ、ウと3つ上げておりますけれども、これについてもこのたび第6期から新たに目標設定ということで追加されたものでございます。

それから次のページ6ページを御覧いただきたいと思っております。6ページのほうに第6期障がい福祉計画における重点施策ということで上げさせていただいておりますけれども、これも、重点施策につきましても基本的には前期と同じ重点施策、同じような重点施策ということで上げさせてもらっているところです。最初の①の相談支援事業の充実・強化につきましては障がい福祉サービスも多岐にわたり、また、利用希望者の身体状況や家族状況によってもその内容が異なるということ、それから計画相談体制ということで、相談体制をさらに進めていくということでございますし、鳥取市の基幹相談支援センターが相談支援体制の連携・強化であるとか、提供サービスの質の向上を図り、障がいのある人やその家族の自立した生活を支援するという

ことにしておりますし、地域生活拠点等の整備に係るコーディネーターを配置しまして、24時間体制で緊急時の相談、その他必要な支援を行う機能を構築するようしております。

さらに近年増加傾向にあります精神障がいのある人やいわゆるひきこもり者への対応につきましてもこれらの事業所と保健師との連携を密にしまして、引き続き対応していくようにしております。それから2つ目の就労等への支援ということでございますけども、障がいのある人が自立して生きがいを持って生活していくためには経済的な充足が重要であるということでございまして、事業所の実質的で質の高いサービス提供体制が整うよう、また鳥取県、ハローワーク、障害者職業センター等、様々な関係機関等が連携しまして、就労移行支援事業を通じまして一般就労へとつなげていきたいというふうに考えているところでございます。それから6ページの次ですけども、障がい福祉サービスの見込量、下ですけども、見込量について6ページ～7ページにかけて、今までの実績等を基にしまして障がい福祉サービス等の見込量を記載しておりますので御覧いただけたらと思います。

次の8ページでございます。8ページにかけて見込量を載せておりますので見ていただけたらと思います。それから8ページの一番下ですけども、権利擁護施策の推進ということで上げさせていただいておりますけども、成年後見制度、知的障がいであるとか、精神障がい等ありまして判断能力が不十分である、契約等の法律行為における意思決定困難な障がいを有する方に対して、本人の意思を尊重しながら成年後見人等はその判断能力を補うことでその生命財産を擁護しようとするものでございまして、こういった取組を一層拡充し利用促進していこうということでさせていただいているところでございます。なお、この成年後見制度の利用促進法の第14条第1項に市町村の講ずる措置としまして、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるというようなことがありまして、本来なら、本来ならというか、別で計画をつくるということもあるんですけども、今回、鳥取市としましてはこの障がい福祉計画にこの成年後見の関係の項目を入れ込むということで、この計画を持って成年後見制度利用促進基本計画を兼ねるというふうな形にさせていただきたいということで考えております。9ページのほうに、この成年後見の一番上ですけども、今までの実績を基にしまして権利擁護支援センターの相談受付であるとか、成年後見制度の利用支援事業、それから後見開始の審判の市長申立ての見込量について載せております。

それから次に、第2期鳥取市障がい児福祉計画についてでございますけども、これも障がい福祉計画と同じように国の基本指針に基づきまして目標設定をしております。この障がい児の関係につきましては、ここに上げております①～⑤の項目について目標設定をさせていただいております。①～④につきましては前期の計画からの引き続きの目標となっております。⑤につきましては、このたびの計画から新規に追加された項目でございまして、医療的ケア児の支援調整コーディネーターの配置という新たな項目が設けられております。令和5年度までに国の指針におきましては医療的ケア児を支援するコーディネーターを配置するというを基本とするということとされておりますけども、本市におきましては既にコーディネーターを相談支援事業所等に配置しております、引き続きコーディネータ

一の配置等につきまして促進していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから障がい児福祉計画についての重点施策ということでございますけれども、これも第1期の計画と同様に重点施策として上げさせてもらっておりますけれども、切れ目のない支援体制の構築ということで乳幼児期から学校卒業、そして、障がい福祉サービスへの移行まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図るということと、それから重症心身障がい児及び医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。それから次、最後の10ページでございますけれども、これも、これにつきましては児童福祉法に基づくサービスの見込量につきまして、これまでの実績を基にしまして上げさせていただいておりますので御覧いただけたらと思います。以上のほうで説明のほうは終わりたいと思います。

◆**棕田昇一委員長** はい、説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。はい、じゃあ、本件については以上とします。

第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画について（説明）

◆**棕田昇一委員長** では、次に第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画について長寿社会課より説明をお願いします。奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。長寿社会課奥村上です。説明資料70ページからになります。すみません。第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画についてということで、先ほども条例の改正案で若干触れさせていただいております。これまで鳥取市介護保険等推進委員会で検討し、社会福祉審議会の答申を経て計画案を策定させていただいたところございまして、介護保険料等に関わる議案、こちらが本定例会で議決された後、第8期の介護保険事業計画・高齢者福祉計画が確定するというような段取りになっております。議決の後、直ちに製本をして、製本したものをまたこれは各議員様の手元に届けたいというふうに考えておりますが、本日は市民政策コメントの内容とそれから最終となっている概要版を報告させていただくというものでございます。71ページ、すみません、(2)となっておりますが、これ、(1)でございます。市民政策コメントということで、令和2年12月22日から1か月間、市民政策コメントを募集をいたしました。24名の方から35件の意見をいただきまして、その内容、多岐にわたりますが、71ページに集約をさせていただいております。下から3段目、介護保険料に係る記載、これが15名の方からありまして、最も多かったというような内容です。

72ページ以降に市民政策コメントの意見まとめております。一番最初が介護保険料に関して15件あったものでございます。引き下げて欲しいとか、負担が重すぎるとか、そういったものでございました。それから73ページ上から2段目ですけれども、具体的に修正に結びつくような御意見もいただいております。各地区で活動されている社会福祉協議会や民生委員等計画案に盛り込んでほしいと、具体的な団体名を入れて欲しいというような御意見もいただいたところでした。それから74ページ上から2番目です。地域ケア会議とはどういう組織か分からないというような御意見もありました。計画のほうに注釈を追加してはどうかというようなことに

変更になったところがございます。それから、75 ページ一番下でございます。介護現場における ICT 化の促進を明記して取組を強化して欲しいというようなところで、この辺りも明記すべき場所があるのではないかとということで委員会のほうで修正となったものがございました。

こうした御意見をいただき、それから推進委員会でも御検討いただいた結果、最終案として現在まとまっているものの概要版を本日配付の別紙資料 2 に追記をさせていただいております。この中で先ほどのパブリックコメント等で若干表現が修正になったところ、これまで全議員さんに配付をさせていただいておりますけれども、概要版で変わってきたところだけを若干説明をさせていただこうと思います。まず、すみません。6 ページなんですけど、概要版の 6 ページ、こちらにつきましては令和 2 年度の見込み、一番右の欄ですが、こちらは決算見込みが前回配付させていただいたところからさらに詰めてまいりましたので、右側の列、令和 2 年度の見込みがほぼ新しく数字が変わっているというような状況、新しい数字に書き換えられております。それから 10 ページでございます。10 ページの真ん中ちょっと下でございます。施策の 4 生活支援サービスの充実の施策の方向性の 2 つ目の丸です。ここで、パブリックコメントでいただいた御意見に従って具体的な団体名を入れていこうということで、社会福祉協議会や民生委員等というような表現を明記をさせていただいたところがございます。

それから、13 ページの上です。施策の 3 介護人材の確保・育成のところ、施策の方向性の 2 つ目の丸です。これもパブリックコメント、市民政策コメントの御意見を受けて、この文章中に ICT 等を活用した業務の効率化や研修等による資質の向上というような変更をさせていただいております。それから 14 ページ、15 ページですが、この辺りも新しい数字、介護報酬の改訂であるとか様々な情報が変わってまいりましたので、ここを反映させた数字として 15 ページはほぼほぼ新しい数字、直近の算出された数字に書き換えられております。それから 17 ページ下の方でございます。第 8 期の介護保険料基準額、この辺りがまだ空欄になっておりましたが、基準額が 7 万 6,000 円、2,000 円減額のものとなったこと、それから令和 7 年度の見込み等を入れているというようなことに書き換えられておるところでございます。それと 18 ページ、保険料の年額が明記をされているというような内容に更新をされておりますので、また御参照いただければと思います。第 8 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画につきましては以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** はい、御説明いただきました。本件について、委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** 予算は次の話になりますからあれですけども、4 ページの概要版、ここに要介護認定者の増加というので表が作ってあるんですけども、平成 30 年～令和 2 年度までの認定率というのが 20.3%が 19.7%で今の第 7 期ですね、これ、0.6%減になっているんですね。要支援 1～要介護 5 までの多分認定率のことだと思うんですけども、ところが、第 8 期のところが 20.0%からスタートして 20.5%で、全体的にはだごへごありますがざっと 108%ぐらいになっているんですけども、ここの見込みというか根拠というのはどういふのもってこの数字が出てきたのか教えてください。

◆**椋田昇一委員長** はい、奥村上次長。

○奥村上雅浩次長兼長寿社会課長 はい。認定率につきましては高齢者人口全体の人口が団塊の世代がどんどん入ってきているというようなこともあって、分母のほうが増えているということも影響はしていると思います。第1号被保険者の数が増えているという中で、率が若干減っているというような影響も出ているものではないかと思えますし、あと、108%とした見込みですけれども、こちらも全国的な傾向・動向、そういったものが全て集約をされて介護段階、認定段階ごとの推移であるとか、そんなものが平均的に集約をされていて、高齢者の人口の伸び率、推計値を基にして各段階ごとの人数がどうなるのかというようなことの見込みを出す国全体のシステム等もごさいます。そういったものに鳥取市の高齢者人口の年齢ごとの高齢者人口になりますけれども、そういったものを入力していくことによってある程度の推計が全国平均的なものが出てくるという中で見込んでいるものでごさいます。

◆棕田昇一委員長 以上ですか。

○奥村上雅浩次長兼長寿社会課長 はい。

◆棕田昇一委員長 はい、金田委員。

◆金田靖典委員 分母が増えたからと言って率は上がらないんですよ、率というのはそういうものじゃないから。いやいや、分母が増えるからと言って率は変わらない。質が変われば認定率は上げるけどね、だと思ふんですよ。それで、将来的な見込みとそれから団塊の世代がいよいよ第8期になって入ってくるというようなことはあるけど、とって元気の団塊の世代ですから一概にその団塊の世代が来たから途端に高齢化が進むわけじゃないんで、その辺りでは先ほどのこの意見の中にも、やっぱり介護保険料高いよってという意見がいっぱい出てきたというのは、やっぱり実感だろうと思ふんです、その辺りは。だから、介護保険の案として事業計画が出てきたわけですけども、その辺りではもっとシビアなところできちっと実態に合わせたり、それから住民の要望に合ったね、計画にどう沿わしていくのかっていうのがこれから本当に大変求められていくんだらうなと思ふんです。だから、その辺りではしっかりとニーズも含めてそれから実態も含めて取り組んでいただけたらと思ふのでよろしくお願ひします。以上です。

◆棕田昇一委員長 はい、御意見ということで。そのほか委員から御意見、御質疑ありますか。はい。では本件については以上とします。

地域包括支援センター運營業務委託事業者の選考結果について（説明）

◆棕田昇一委員長 それでは次に地域包括支援センター運營業務委託事業者の選考結果について長寿社会課より説明お願ひいたします。はい、奥村上次長。

○奥村上雅浩次長兼長寿社会課長 はい。長寿社会課の奥村上です。説明資料77ページを御覧いただけますでしょうか。77ページ地域包括支援センター運營業務委託事業者の選考結果についてということでごさいます。これまでも何度も説明をさせていただきました。地域包括支援センターの再編・拡充を進める中で本年度は令和3年1月29日に外部有識者等による鳥取市地域包括支援センター運營業務委託事業者選考委員会を開催し、最優秀提案者を決定したので御報告をするものでごさいます。1番の選考結果でごさいます。本年度公募に出しましたセンター、仮称でごさいますが鳥取南、鳥取桜ヶ丘、鳥取市東部、鳥取湖東、鳥取高草の5か所でごさい

ました。それぞれ応募がございまして最終提案者として記載しているとおりの4つの法人が決定をしたところでございます。センターの開設場所もそちらに記載しているとおりでございます。今後の予定ですけれども、来年度、本年の4月以降でございます委託事業者の出向職員を受入れをし、業務を指導したり、引き継ぎを開始するというので早ければ10月以降に運営の委託が開始されるだろうという予定になっております。

78ページと79ページにこれまで随時お示ししております再編・拡充の一覧というようなことで地図とそれから表にしたものをつけさせていただいております。令和元年5月末時点市内で5か所の地域包括支援センター直営でやっておりましたものを地域密着型10か所、それから基幹型包括支援センター直営でこれは運営していくんだというようなことの方針を決定して進めておりましたけれども、おおむねそのとおりに進んできたというものでございました。79ページのほうに一覧で上げておりますが、右側のほうの表の一番右側に開設年月とありますが、この年月が入っているものをこれまでに元年度、2年度と地域に密着した社会福祉法人に運営を委託してきたものでございますし、空欄になっているものがこのたび公募をかけて候補者が決定したエリアになります。それぞれ来年度中には新たなセンターとして運営が開始される予定になっております。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** はい、御説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。はい、では本件以上といたします。

介護老人保健施設かわはらの介護報酬返還金について（説明）

◆**椋田昇一委員長** では、次に介護老人保健施設かわはらの介護報酬返還金について長寿社会課より説明をお願いします。はい、奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。長寿社会課の奥村上です。それでは説明資料80ページでございます。介護老人保健施設かわはらの介護報酬返還金についてでございます。これにつきましては当福祉保健委員会でもちょうど半年ぐらい前になります令和2年9月8日に社会福祉法人中央会の破産手続開始通知書を受理した旨、御報告をさせていただいたところでございますけれども、このたび破産手続中の社会福祉法人中央会の介護報酬返還金に係る残余財産配当額が確定しましたので御報告をするものでございます。

1番の介護報酬返還金配当額ですけれども、中央会の残余財産これが2,430万6,318円という金額が確定をいたしまして、鳥取市への配当額1,687万8,770円が確定をしたというところでございます。経緯は2番に記載をしているとおりでございますけれども、破産手続開始通知書を受理した後、9月1日に本市といたしましては破産債権届出書、債権額2億4,578万1,550円の届出書を提出し、10月それから1月に債権者集会が開催をされ出席をさせていただいております。2月2日に代理人弁護士より配当についての通知書を受け取り、2月22日配当金を受領しているものでございます。今後の予定でございますけれども、3月の末には破産手続廃止通知書を受理次第未納金についての不能欠損処理を行う予定となっております。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** はい、御説明いただきました。委員の皆様より御意見あるいは御質疑ござい

ますか。はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** すみません、委員長。これ質疑、意見出していいですか。それでよろしいですか。席外されんでもいいですか。

◆**棕田昇一委員長** いや、ええですよ。

◆**金田靖典委員** なら、6月のときにもね、じゃあ、続けてさせていただきます。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員どうぞ。

◆**金田靖典委員** 6月のときにも一般質問でも取上げさせてもらって、実はこの委員会でも前後しての委員会で意見言わせてもらったんですけども、やっぱり数年間正当でない状態が続いていたというのがありながら、きちっとそこが管理監督できてなかったというところはやっぱり1つは行政の不十分さをきちっとはっきりしておいてほしいということと、それからここかなり大きな、総額で2億円、3億円近くだったですかね、負債がなりましたし、後で教えてほしいんですけども、利用者負担も多分あったはずなんです、そこがまず1つはね、どういう対応されたのかということと、それからもう1つは、そうですね、かなり介護事業所というのはどこも大変な思いしながら事業をやっているんで、決してここだけが金額が大きいからね、社会的な問題、新聞に出たりもしましたけども、だめだからだめじゃこの事業って成り立たないだと思っんですね。やっぱり社会的に必要な事業ですからそうは言っても続けてもらおうし、それから高齢者を支え守っていただけない事業なものですから、その辺りでは行政もきちっと指導、援助をしながら継続してほしいなと思って。その辺り、利用者の負担がどうなったかということと、今後に向けたね、どういう対応をされるつもりなのかっていうことを改めて教えてください。

◆**棕田昇一委員長** はい、山内室長。

○**山内 健地域福祉課指導監査室長** はい。指導監査室山内です。金田委員さん御指摘がありました。この介護老人保健施設かわはらの運営について数年間不正、不当、正常な状態じゃなかったというのは行政がいわゆる放置していたというのも一因じゃないかというような御指摘だったろうと思います。この福祉保健委員会の場でも何度か説明はさせていただいてきましたがいわゆる医師の配置が基準どおりでなかったという状態が数年前から続いていたというのが実地指導、いわゆる監査等で発覚したということがもともとの原因ではございました。ただ、このたびこのその不正請求というか、過大な請求だった金額について、いわゆる過誤を求めたわけですけども、このたびのいわゆる破産というふうに至った原因としましてはこの過誤のお金が返せないというだけではなくて、もともとの経営状態が芳しくなかったと、利用定員を満たしていな状態が続いて経営状態がよくなかったというようなことが1つ原因だったろうというふうなことで報告をさせていただいております。

ですので、問題点としては2点あると思います。1点は医者が基準どおりに配置できてなかったことを監査する立場としてその状況を掴めなくていわゆる放置になってしまったという状態が続いたということも1つあるでしょうし、もう1つはそういった経営状態が芳しくなかったという点について、そういった情報をこちらも十分承知もできずに監査に入って初めてそういう経営状態であったことが分かったというようなことで、もう少し経営改善に向けての取

組等の何らかの支援というようなことができたのかもしれないなというようなことは今になっては考える点だろうというふうに思っております。

ただ、我々としましてはこの件が発覚してからまずは入所者、実際に入居しておられる方がいらっしゃいました。それで従業員の方も当然たくさんいらっしゃいます。そういった方を施設から出ていくことなく継続して安心してサービス受けていただくという方策を探りながら、アドバイスしながら結果的には経営譲渡と、運営を譲渡していただいてそのまま河原の地で入居の方が一人も退室、退去されることもなくいられるという点についてはある意味よかったなというふうな評価も実はしているというところもあります。ですので、御指摘のように監査、行政庁側の監査の不十分さであったりとかいうことは真摯に受け止めて、これからの改善点として、同様の施設に対しての監査であるとか、そういったものには十分生かしていかなければいけないというふうには思います。ことで、以上です。

◆**椋田昇一委員長** はい、奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。もう1点の利用者負担への対応ということでございました。昨年来、金田委員さんからそのような御指摘もいただいております。委員会でも御指摘をいただいております。法人のほうにも利用者負担があるということの自覚は促しながら利用者負担への対応、返還の対応ということも我々のほうから伝えてはあったところでございます。それで、その中で破産手続が開始される以前に法人のほうも弁護士さんにも相談をされて利用者負担の状況であるとか、そういったものの問い合わせ等もあっております。それで協力できる範囲で我々も情報の提供等協力はさせていただいたところですが、最終的に誰にどのような幾ら返還されたとか、そこまでの把握はしておりませんし、あと、債権者として破産手続開始以降、債権者の情報というものが当事者我々でしたら鳥取市の情報以外のことは基本的には公表はしてはならないということで裁判所のほうから指導をされているところでございます。それでほかの債権者の状況としては、公表はできませんし、正確には把握はしておりません。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** ほかにございますか。はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** くどいようですが、二度とね、こういうことがないようにということと、何よりもさっきも言いましたように、とつても経営なんか身につけてない人が結構介護事業というのはやっているんですよね。大きなのは別個にしてもね、小さいところで本当に20人、30人ぐらいで立ち上がってやっているというのはいっぱいありますから、その辺ではしっかりね、ただ単に粗探しをする監査でなしにね、支え合う経営を応援する監査をぜひともお願いしたいということを申し上げておきます。ありがとうございます。

◆**椋田昇一委員長** じゃあ、そのほかございませんか。よろしいですか。はい。じゃ、先ほどの点は意見ということでよろしくお願ひします。それでは福祉保健委員会を一旦休憩し、予算審査特別委員会福祉保健分科会に移りますが、ここで一度ちょっと休憩を入れましょう。後ろの時計で3時30分再開ということで10分程度トイレ休憩等、はい、します。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午後3時18分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午後4時10分 再開

【健康こども部】

◆**棕田昇一委員長** はい、それではただいまから福祉保健委員会を再開いたします。

本日はまず先議分の議案説明、質疑、討論、採決を行い、続いて先議以外の議案説明、陳情審査、報告、令和3年度の当初予算の説明という流れとしております。令和3年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行います。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。本日は新しい福祉保健委員会メンバーでの委員会となりますので、出席いただいている執行部の方々に自己紹介をお願いし、その後、引き続き説明に入っていただきたいと思っております。初めに岩井健康こども部長に御挨拶をいただきたいと思っております。はい、岩井健康こども部長。

○**岩井 郁健康こども部長** はい。健康こども部長岩井でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には朝早くから今の時間までということで、最後の健康こども部の部ということになりましたのでよろしくお願いいたしますと思っております。それで、健康こども部に係る議案でございますけど、福祉保健委員会のほうで5件、予算審査特別福祉保健分科会のほうで2件ということでございます。まず、福祉保健委員会のほうですけど、先議分としまして令和2年度補正予算が2件ございます。それでこちらのほうにつきましては、事業の決算見込み等に基づきまして補正予算等、これを計上しておるところでございます。続きまして先議分以外としまして条例の一部改正が1件、陳情要望が1件、その他報告が1件というふうになっておるところでございます。また、予算審査特別委員会福祉保健分科会、これでございますけど、令和3年度当初予算につきましては2件ということでお願いをしておるところでございます。また、特別会計としましては、母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計ということでございますのでよろしくお願いいたしますと思っております。なお、詳細につきましては各担当課長が説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたしますと思っております。

それで、今、健康こども部のほうではコロナウイルスのワクチン接種ということで鋭意体制をつくっておるところでございます。それで本日でございますけど、駅南庁舎のほうにコールセンター、これを、開設をいたしまして、市民の皆様の疑問等にお答えするというところで体制を整えたところでございます。情報的にはまだまだ少ない情報でございますけど、市民の皆様に分かりやすくお答えできるようにということで頑張っていきたいと考えております。また、先の委員会のほうでコロナウイルスワクチンの接種の対象者ということで、一応全市民の方を対象ということでお答えをさせていたところですが、ワクチンの接種対象者につきましては厚生労働大臣が接種の指示を行う際に対象者を指定するというようになっておりました、その指定のほうは本年の2月16日、指定をされたというところでございます。それで対象者として、市の区域に居住します16歳以上の者ということになっておるところでございます。今現在このワクチンはファイザー社製のものしか承認をされていないということでございますので、

これはワクチンごとに対象者が違ってくる可能性もございます。今現在としましては、ファイザー社のワクチンにおきましては16歳以上の者が対象になっておるということで御理解をいただきたいと思っております。はい、以上でございます。

それらの皆さん、福祉保健委員会の健康子ども部の部ということで自己紹介をさせていただきたいと思っております。はい。まず私のほうからでございますけど、改めまして健康子ども部長の岩井でございます。よろしくお願いいたします。

- 長井 大鳥取市保健所長 失礼いたします。健康子ども部鳥取市保健所長井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長 すみません。鳥取市保健所副所長兼保健総務課長の竹内です。よろしくお願いいたします。
- 山下宣之次長兼子ども家庭課長 健康子ども部の次長兼子ども家庭課長の山下です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 須崎ひとみ子ども発達支援センター所長 子ども発達支援センター所長の須崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 田中隆志子ども家庭相談センター所長 子ども家庭相談センター所長の田中です。よろしくお願いいたします。
- 藤木尚子健康・子育て推進課健診推進室長 失礼いたします。健康・子育て推進課健診推進室室長の藤木と申します。よろしくお願いいたします。
- 中林琴美健康子ども部統括保健師 健康子ども部統括保健師の中林と申します。よろしくお願いいたします。
- 小野澤裕子次長兼健康・子育て推進課長 健康・子育て推進課小野澤と申します。よろしくお願いいたします。
- 橋本 渉保健医療課参事 保健医療課参事の橋本です。よろしくお願いいたします。
- 大塚月子保健医療課長 保健医療課長の大塚と申します。よろしくお願いいたします。
- 山根一城生活安全課長 生活安全課長の山根と申します。よろしくお願いいたします。
- 岡部孝志生活安全課課長補佐 失礼します。生活安全課課長補佐の岡部と申します。よろしくお願いいたします。
- 田中陽一保健総務課課長補佐 保健総務課課長補佐の田中と申します。よろしくお願いいたします。
- 竹内 大保健医療課課長補佐 失礼します。保健医療課課長補佐の竹内と申します。よろしくお願いいたします。
- 濱田寿之保健医療課課長補佐 失礼します。保健医療課課長補佐の濱田と申します。よろしくお願いいたします。
- 谷村彰彦健康・子育て推進課課長補佐 失礼いたします。健康・子育て推進課課長補佐の谷村と申します。よろしくお願いいたします。
- 浜田哲弘子ども家庭課課長補佐 はい。子ども家庭課課長補佐の浜田と申します。よろしくお願いいたします。
- 梶 晶子子ども家庭相談センター所長補佐 子ども家庭相談センター所長補佐の梶と申します。

よろしくお願ひいたします。

○平戸由美 ども発達支援センター所長補佐 失礼します。ども発達支援センター所長補佐の平戸と申します。よろしくお願ひいたします。

◆棕田昇一委員長 はい、ありがとうございました。

議案第24号 令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆棕田昇一委員長 それでは議事に入ります。

議案第24号 令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分の説明をお願いします。はい、竹内副所長。

○竹内一敏 保健所副所長兼保健総務課長 はい。保健総務課の竹内です。それでは健康ども部の2月補正予算を説明させていただきます。説明はA4横長の資料で令和2年度2月補正予算案所属別事業一覧、この資料です。はい。この資料です。はい。それと資料4という2月補正予算の事業別概要、国の3次補正分っていうものの2種類で説明をさせていただきます、必要に応じて補正予算書で説明させていただきます。

◆棕田昇一委員長 大丈夫ですね。はい。はい、どうぞ。

○竹内一敏 保健所副所長兼保健総務課長 いいですか。はい。それでは資料の、A4横長の資料でいきますと30ページからが健康ども部になりますので、この順番に、ども家庭課から順番に説明をさせていただきます。

◆棕田昇一委員長 はい、山下次長。

○山下宣之次 兼ども家庭課長 はい。ども家庭課の山下です。それでは資料に基づきまして説明をさせていただきます。30ページの269番からがども家庭課になりますが、31ページをお開きください。31ページの273番～276番までは新型コロナウイルス感染症対策として実施しております子育て世帯、児童扶養手当受給世帯のひとり親世帯、定額給付金の対象とならなかった4月28日以降に生まれた新生児を対象とした臨時給付金の実績見込みによる減でございます。なお、276番の新生児みらい応援給付金事業費ですが、3月末までが対象ですので歳出の確定が流動的な事業ということで、執行状況等を勘案しまして臨時交付金の充当率を80%とするために2,722万7,000円を一般財源のほうへ財源更正をしております。277番、281番、33ページになりまして296番、298番、いずれも増額の補正を上げておりますが、こちらは全て令和元年度の事業費の確定精算に伴います国又は県への償還金の増額の補正予算というふうになっております。

31ページに戻っていただけますでしょうか。31ページの278番児童福祉法施行事務費261万2,000円の減額補正を計上します。1つ目は、子ども子育て支援システム督促状機能改修費ということで211万2,000円の増額。こちら3歳以上の保育料無償化に伴いまして新たに副食費の徴収というのが始まりましたけども、滞納があった場合に公債権であります保育料については督促手数料を徴収しますが、私債権である副食費については徴収がかりません。現在は1つのシステムで双方が付加されて出力される帳票から副食費分を抜き取って、別途督促

手数料のかからない督促状を手作業で作成をしております。毎月の業務負担と作業ミスリスク回避を図るためにシステム改修を行うものです。2つ目に保育所A I 入所選考システムの導入見送りによる472万4,000円の減額です。保育所の入所調整事務につきましては、保護者の希望の園と園の空き状況、保育の必要度によりまして入所の調整事務を行います。この調整事務の作業効率化を目的にA I システムの導入を目指しておりましたが、検証する中で新たな作業が発生するなどの課題が生じまして、現時点では費用に見合う作業時間の減などの業務改善効果が期待できないことから一旦導入を見送るものです。今後は国が自治体システムの標準化を検討しているようでもありますので、その動向や基幹システムの改修・更新時期を勘案しながら引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして32ページになります。284番の保育所緊急整備事業補助金（国の3次補正）につきましては事業別概要のほうで御説明をさせていただきます。11ページを御覧ください。よろしいでしょうか。はい。こちらは国の3次補正に対応しまして、待機児童対策や老朽化して施設の整備による安全性の確保、そういったことを目的として国の補助金を活用し、民間保育施設の整備に対する助成を行うものです。1つ目は青翔開智幼稚園・保育園で、学校法人修立保育園の改築で令和2年～3年の2か年事業であります。修立幼稚園は現在定員200名の幼稚園ですが、令和4年4月からは認定こども園として定員を214人、幼稚園が102人、保育園を112人に増やして改修する予定であります。2つ目は鳥取第三幼稚園です。学校法人鳥取学園が運営する幼稚園型の認定こども園ですが、令和3年～4年度の2か年事業で予定をしております。老朽化した園舎、昭和42年の建築ですが、こちらを改築して、現在定員が105人、幼稚園が75人、保育園が30人です。これを幼稚園型認定こども園ですが、令和5年4月から定員を125人、幼稚園45人と保育園が80人の幼保連携型認定こども園へ移行する予定であります。合わせまして補正額は3億2,979万8,000円。財源は国の補助金が2億6,001万2,000円、起債の充当が6,970万円でございます。なお、本事業は令和3年度へ繰越しをさせていただきます。

事業一覧のほうにお戻りいただいてよろしいでしょうか。33ページの291番病児・病後児保育事業費です。こちら、当初は民間事業者によります新たな病児・病後児保育施設を予定しておりましたが、事業者のほうで予定していた用地を含む施設の確保が難航しておりまして、令和3年度中の開設が困難ということになりましたので、4,730万9,000円の減額補正を計上いたします。その他の事業につきましては、事業実績見込みによる増減ということになっております。以上、こども家庭課ですが、すみません。債務負担行為がありますので、資料の95ページを御覧ください。債務負担行為の概要になります。先ほども説明をさせていただきました浜坂にあります鳥取第三幼稚園の改築事業について債務負担行為の設定をお願いするものです。限度額は1億742万5,000円、期間は令和3年度～4年度、財源は国補助金8,499万2,000円、起債が2,240万円でございます。事業内容につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略をさせていただきます。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** 田中所長。

○**田中隆志こども家庭相談センター所長** はい。こども家庭相談センター田中です。この事業別

一覧の34ページを御覧ください。上から2行目の301番でございます。職員費、こども家庭相談センター分でございます。これは会計年度任用職員1名分の人件費につきまして、支出費目の変更したことによる実績見込みでございます。189万8,000円の増額となっております。続きまして302番、母子生活支援施設運営費でございます。これは令和元年度の事業実績に伴います児童入所施設措置費等国庫負担金の償還金でございます。42万5,000円の増額となっております。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 須崎所長。

○**須崎ひとみこども発達支援センター所長** はい。こども発達支援センター須崎です。同じく34ページの303番児童発達支援事業費です。発達に気がかりのある子どもたちにつきまして、保育所等への巡回指導、今年度は37園希望がありましたが、これを各2回巡回する予定にしておりましたが、コロナウイルス感染症の関係で各1回の巡回になってしまったということや、それから研修会開催が3回を予定しておりましたが、1回になったことによります報償費の減ということで58万8,000円と、それから職員の県外での研修がオンライン開催になったことによります旅費の減2万9,000円、合計しまして61万7,000円の減額補正をしております。

それから、続きまして305番の若草学園職員研修費でございます。こちらコロナウイルス感染症の関係でということになりますけれども、若草学園職員が行く予定にしておりました中国・四国地区の研修会や施設所連絡会というものがコロナの関係で全て中止になってしまったということによりまして、旅費のほうは23万3,000円、負担金が5万1,000円、合計28万4,000円の減額補正としております。304番は実績に伴います財源更正、それから306番、307番は実績見込みに伴います減額補正としております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、竹内副所長。

○**竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長** はい。保健総務課竹内です。同じく34ページの309番公衆浴場確保対策補助金です。51万1,000円の増です。今年1月4日に元湯温泉のほうからろ過機が故障したという連絡を受けました。通常、この浴槽内の温泉水を常に循環させながらろ過機に通すことで温泉水を清潔な状態に保っていますけれども、故障のため温泉水が循環できず、浴槽内に汚れが蓄積してしまい、不衛生であり、衛生面を考慮すると急遽、ろ過機を更新しなければならないということが発生しました。急遽交換のほう1月25日に行われております。更新することによりまして衛生面の向上が図れる上、長年の使用によりましてろ過機内に汚泥や温泉成分が蓄積されていたため、モーターに負荷がかかっておりましたが、そのモーターの負荷も軽減され、ろ過可能流量も増えるため、光熱水費も削減が期待できるということで、この補助金の目的であります省エネ設備改修というのにも該当するというので、急遽交換をいたしました。修理を急ぐため補助金の交付決定をするために既決予算を流用させていただきました。事業費は102万3,000円で、補助率が2分の1ですので、51万1,000円補助決定をさせていただきます。

それから、保健総務課のほうは36ページの322番までありますけれども、コロナウイルスの影響によります事業の中止による減とか、事業費の実績見込みによる減でございます。私のほう

からは以上です。

◆**棕田昇一委員長** はい、大塚課長。

○**大塚月子保健医療課長** 保健医療課大塚です。保健医療課は36ページの323番以降が保健医療課の事業になります。事業実績見込みによる増、あるいは減によるものについては説明のほうは省略をさせていただきたいと思います。ちょっと額の大きいものについてかいつまんで説明をさせていただきます。327番の病院群輪番制病院設備整備事業費でございます。病院群輪番制病院の医療機器の新規購入であるとか、更新に対して、国・県・市がそれぞれ3分の1ずつ補助している事業でございますが、例年、鳥取生協病院と鳥取赤十字病院が補助を受けて機器の更新等を行っておられたところなんです、今年度、鳥取赤十字病院が更新をされなかったということで、生協病院のみになりました。そのため、2,172万7,000円の減額要求をするもので計上しております。

続いてめくっていただきまして、37ページの333番、B類疾病予防接種費でございます。B類疾病予防接種といいますのはインフルエンザ、それから高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種になります。特に今年度ですけれども、インフルエンザの予防接種が、予算計上しておりますのは助成をしております65歳以上の方と、それから就学前の乳幼児ということになるんですけれども、昨年度受けられた方は4万2,000人だったものが、今年度は4万7,000人、約ですけれども、4万7,000人で約5,000人増加したために今回増額の要求をさせていただいております。3,558万8,000円の要求をさせていただいております。

続きまして、まためくっていただきまして、すみません。飛ばしますが349番市立病院会計へ繰り出し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金国3次補正と書いてあるものでございます。これにつきましては資料4の事業別概要書の12ページの上段のほうにも説明を加えておりますので、そちらのほうも参考までに御覧いただければと思います。説明につきましてはこの一覧の349番のほうでさせていただきます。これは市立病院における院内感染防止に要する経費及び感染症対策を目的とした体制整備等に要する経費の繰り出しということになっております。

内容としましてはその右のほうに書いてございますが、ドライブスルーPCR実施事業ということで1,432万1,000円、これは市立病院のほうで会場をお借りしまして、平日の日中にドライブスルー方式でPCR検査の検体採取を行っております。それに要する経費になります。それから医療提供体制の充実に934万4,000円、それから院内感染防止を図るための施設整備等事業に302万9,000円ということで合計2,669万4,000円の要求をしているところでございます。保健医療課の事業は354番までありますけれども、説明は以上とさせていただきます。

◆**棕田昇一委員長** はい。小野澤次長。

○**小野澤裕子次長兼健康・子育て推進課長** 健康・子育て推進課小野澤です。健康・子育て推進課の2月補正要求といたしまして、355番～376番までが健康・子育て推進課が所管しております。先ほどの保健医療課と同じで、新型コロナウイルスの関係等で事業費に係る増減につきましては割愛させていただきます。そうしましたら、355番の小児慢性特定疾病対策等助成事業費ということで、今回928万3,000円要求させていただいております。この経費ですけれども、

慢性疾患によって長期にわたって治療が必要となる児童等の医療費等の助成を行っている事業になっております。受給者数といたしましては令和元年度203名で、令和2年度も214名の見込みということで、あまり増えてないんですけども、この医療費は疾病によって医療費が多くかかったりということがありますので、このたび増額となったもので補正させていただきます。その医療費につきましては737万4,000円と令和元年度の事業精算で国への返還金としまして190万9,000円要求させていただいております。

358番の健康診査費です。ここの健康診査費につきましては845万5,000円の減額としております。ここの健康診査費ではがん検診、主にがん検診と高齢者の方の健康診査費を計上しておりますが、このたびの新型コロナウイルス感染症の感染流行によって健診の受診者数がかなり低くなっている状況がありましたので、健診の事業費の委託料といたしまして1,089万9,000円の減額をさせていただいております。返還金といたしまして244万4,000円計上させていただいております。

続いて、飛ばしまして42ページです。不妊治療費等支援事業費です。これ、3次補正の関係がありまして、事業別概要の12ページの下の段です。不妊治療費等助成支援事業費ということで、このたび135万8,000円要求しております。今日お配りしております別紙の資料を2枚おつけしております。2枚目のほうの資料に国の3次補正によって不妊治療費助成事業というのが拡充されたということで資料を今日2枚目のほう、まず御覧ください。はい。この特定治療支援事業の拡充についてということで、大きく4点について国の制度が変わりました。所得制限のほうが730万円未満だったものが撤廃されました。それで、あと助成額につきまして、今までは初回のみ30万で2回目以降は15万円だったものが全部の回が30万円の助成となりました。それで、助成回数につきましても、今までは生涯で不妊治療をされる回数が通算6回までが対象でしたが、今回の場合1子ごとに6回までということになりました。それとあと、対象年齢につきましては変更ございません。それとあと、ここにはちょっと記載されておませんが、今までは婚姻関係がある方ということに限定されておりましたが、今回の改正で事実婚の方に対しても助成が行えることになりました。

それで、1枚目のほうの助成金額の変更のほうを見ていただいてもよろしいでしょうか。採卵を伴う場合というのが一番上の段にあります。今まで国の助成といたしましては15万円だったのが30万円に増額されます。それで、現行制度では国が15万円、県の上乗せが10万円、市の上乗せが5万円ということで合計、今までも30万円、鳥取市では助成しておりました。それで、国の改正に伴って県は上乗せを廃止されたので10万円は廃止されたんですけど、本市の上乗せは5万円継続いたしますので、2回目以降も35万円の助成を受けていただくことで継続して市のほうは助成を続けさせていただきます。それで、このたびですけども、このたびの補正につきましては、この改正に伴う助成費用の増加ということで135万8,000円の増額要求をさせていただいております。それで、あと次の373番と374番につきましては、373番の希望をかなえる妊娠・出産支援事業費ということで、こちらにつきましては不妊症の検査に対する助成を行っておりますが、こちらのほうも検査件数のほうの助成についても申請数は増えておりますので24万2,000円の増額を要求させていただきました。

その次の374番の特定不妊治療費助成事業費というのが252万8,000円ということで、これは国県制度の上乗せで単市として上乗せをしている助成額になっております。それで、当初の予定としましては400件程度の助成を見込んでおりましたが、本年度の今の現在の見込みですと480件程度になるということで、今回252万8,000円の増額要求をさせていただきました。健康・子育て推進課以上です。

◆**棕田昇一委員長** はい、山根課長。

○**山根一城生活安全課長** 生活安全課山根です。事業一覧43ページを御覧ください。生活安全課の事業は377番～383番となります。そのうち377番飼い犬登録及び狂犬病予防事業費19万8,000円の増となっております。これはコロナの感染拡大流行のため、毎年実施している狂犬病予防注射の集合注射を中止したことによって各飼い主の方々が動物病院での接種に切り替えたということで、その犬の登録、注射済表の交付事務の委託料が増加したためです。続いて378番動物愛護センター機能支援事業費49万3,000円の減額です。これは動物愛護センター機能を中部地区の倉吉市に所在しております動物愛護センターアミティエに委託しておりますけども、そのアミティエの施設整備に係る補助についてアミティエのほうから自己資金の不足で中止したいという申出を受けまして、この補助金の交付を中止したのとなっております。

続いて382番食品衛生指導事業費、275万8,000円の減です。これは食中毒等の緊急対応の検査費用を見込んでいたところですが、食中毒の発生状況の実績に応じて減となったものとなります。その他の事業は出張等の中止等によりまして、実績見込みによる減額となっております。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 以上、はい、御説明いただきました。では、本案について委員の皆様から質疑ございますか。いいですか。

◆**魚崎 勇委員** ちょっと、

◆**棕田昇一委員長** はい、魚崎委員。

◆**魚崎 勇委員** 魚崎です。B類疾病予防接種ですけど、コロナでインフルエンザの接種が減ったというふうに認識していたんですけど、5,000人増えとるとということですけど、これのちょっと状況を確認させてください。

◆**棕田昇一委員長** はい、大塚課長。

○**大塚月子保健医療課長** 保健医療課大塚です。実際には新型コロナの感染予防策が功を奏してかどうかは分かりませんが、この時期インフルエンザの流行というのがほとんど見られていない現状にあるようです。ただ、この冬場に向けての時期に関しては、新型コロナウイルスとそれからインフルエンザは非常に症状が似ているということを皆さんがおっしゃっておられまして、やはり医療機関になかなか行きづらくなるのではないかという警戒感もあってか、インフルエンザの予防接種を受けられる方が多かったように感じております。実際には国のほうがワクチンを用意はしていたんですけども、ワクチン自体も終盤になりますと足りなくなってきたというような状況がございました。よろしいでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** はい、そのほか質疑ございますか。いいですか。はい。それでは質疑を終了いたします。討論ございますか。

◆金田靖典委員 討論。

◆棕田昇一委員長 はい、金田委員。

◆金田靖典委員 はい。金田です。お世話になっています。この1年本当に御苦労さまでした。思い起こせば連休の保健所の移動から始まってね、どうやって乗り越えるんだろかな、この大変なときについていう、ちょうど今、発生がね、2月、3月ぐらいに起こって、鳥取県内でも、それからその真っ只中で1年間本当に御苦労さまでした。しかも発生が土日にみんなかかってね、大変だ、休みもないな、これほど思いながら、はらはらして見るしかありませんでしたけども、それからいよいよワクチンが始まって、その体制のためはかなり強化されて、体制もね、応援体制が入っていますから、まだまだこれから気も緩めるあれでもないですし、それから、ただ、思うのはアフターコロナじゃないなと思っているんです。保健所の人たちにとってみれば、やっぱりポストコロナで、今の経験をどうやって、人員体制つくっていくのかっていうのがこれからの課題になるんじゃないかなと思っていますんで、その辺ではこの1年、僕らははらはらして見るだけだったですけど、当事者の方々本当に大変だったろうなと思います。改めて感謝を申し上げると同時に、その経験をね、きちっと踏まえながら来年度以降に生かしていただければなというふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。という意見を申し上げます。以上です。

◆棕田昇一委員長 賛否は、討論ですから賛否を。

◆金田靖典委員 賛成討論でございます。

◆棕田昇一委員長 はい。そのほか討論ございますでしょうか。

◆金田靖典委員 大変失礼いたしました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆棕田昇一委員長 はい、では、討論を終結します。

これより議案第24号令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆棕田昇一委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり決定されました。

議案第38号令和2年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆棕田昇一委員長 では、続きまして議案第38号令和2年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）について説明をお願いします。はい、山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。それでは母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計について御説明をさせていただきます。資料、先ほどの事業一覧の117ページを御覧いただけますでしょうか。はい。こちら母子父子寡婦福祉資金貸付事業中核市移行に伴いまして県から受け継いだ事業であります。令和元年度の決算の結果として繰越金が3,341万4,319円ありました。それに伴いまして今回補正予算を計上させてもらったものです。補正予算計上額といたしましては当初で繰越金1,000円の予算を組んでおりましたので、3,341

万3,000円の補正予算ということで歳入と併せて計上させていただいているものでございます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 御説明いただきました。委員の皆様から質疑ございますか。はい、それでは質疑なしと認め質疑を終結します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**棕田昇一委員長** はい、討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第38号令和2年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆**棕田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり決定されました。

議案第49号鳥取市食品衛生条例及び鳥取市手数料条例の一部改正について（説明）

◆**棕田昇一委員長** それでは続いて先議分以外に入ります。議案第49号鳥取市食品衛生条例及び鳥取市手数料条例の一部改正についての説明をお願いします。はい、山根課長。

○**山根一城生活安全課長** 生活安全課山根です。それでは鳥取市食品衛生条例及び鳥取市手数料条例の一部改正について御説明いたします。資料は付議案13ページを御覧ください。

◆**棕田昇一委員長** ちょっとしばらくお待ちくださいね。はい、皆さんよろしいですか。はい、じゃあ、説明をお願いします。

○**山根一城生活安全課長** はい。それでは議案第49号鳥取市食品衛生条例及び鳥取市手数料条例の一部改正について御説明いたします。はい。今回の改正は食品衛生法が改正されたこと、食品の輸出等を促進するために農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が新たに制定されたことから、法に規定された申請事務に係る手数料を整備したものとなります。まず、鳥取市食品衛生条例の一部改正ですが、新たに制定された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の中で保健所設置市に権限のある事務の手数料を第6条に規定したものです。その1つは法第15条第2項に基づいて、輸出先国からの輸入条件が定められている食品について、その条件に適合していることを証明する衛生証明書の交付手数料についてです。

もう1つは法第17条第2項に基づいて相手国が定める要件に施設が適合していることを認定するための認定事務に関する手数料、1件につき1万400円というものを新たに規定しております。続いて14ページをお願いします。14ページには食品衛生法が改正されたことに伴って、許可を要す業種が再編・新設されました。その許可を要す業種の見直しに伴って、新たに条例に許可申請に要す手数料を整備したものとなります。全部で32業種を設定しております。手数料額については、許可事務については鳥取県と連携して進めておりますので、鳥取県と同額ということで設定しております。

続いて15ページ中ほどをお願いします。鳥取市手数料条例の一部改正についてです。これまで鳥取県魚介類行商条例で規制されていた行商の行為と鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例で規制されていた、ふぐの取扱い営業の認証が令和3年6月1日付で食品衛生法の改正に伴って、これらの制度が廃止となります。それに伴って、事務の委託を受けている鳥取市の条例

の中で規定している別表第1中の99の項の魚介類行商の許可申請手数料、100の項の行商鑑札の再交付の手数料、104項のふぐ取扱い営業の認証に係る手数料を削除し、そのほか条ずれ等を改正するものとなります。16ページをお願いします。この条例はこの条例は食品衛生法の改正が令和3年6月1日付で施行となりますことから、この条例も併せて令和3年6月1日から施行するものというふうに期日を規定しております。以上となります。

◆**棕田昇一委員長** はい、本日の委員会では説明のみとなっておりますが、字句の確認等委員の皆様ございますか。よろしいですか。はい。では説明は以上とします。

令和3年陳情第2号国立病院の機能強化を求める意見書の提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** 続いて陳情審査に入ります。資料、皆さんお手元、大丈夫でしょうか。

令和3年陳情第2号国立病院の機能強化を求める意見書の提出を求める陳情について委員の皆様から御意見、御質疑ございますか。はい、では、寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。これは国立病院という機能強化を求める意見書の提出ということで、いろいろ項目が4項目、3項目ですね、実質は、参考にありますが、それで、この国立病院のほうの機能強化を求める意見書というのは、多分、昨年末ぐらいから10月頃、令和2年から昨年の末ぐらいからずっと全国的にどうも展開されているようですが、非常に国のコロナのほうの交付金で公的機関のほうも大型補正とか、それは医療体制の整備ということで、緊急、取り組まれているようだとは見受けておりますし、また、非常に全体的に100%医療機関があるにしても、8割は民間であり、この国立なんかも4%ほど、あと、公立が10%とか、日赤は準公立ですけど、それがまだ4%とかですかね、合わせて2割ぐらいが全般的に公立的といえますか、国公立的になっていますので、気持ちは分らないんですけど、考え方としては、どうでしょうかね、市立病院も非常に重要でもありますし、中央病院もあるでしょうし、そういう医療体系、その病院体系の充実ということは本当、全体的なほうが私はベターかなと、そういうのが、そういう要望ならと思いますけど、国立病院だけではなかなか現状では難しいのではないのでしょうかと思います。

◆**棕田昇一委員長** そのほか、御意見、質疑ございますか。はい、足立委員。

◆**足立考史委員** はい。足立です。寺坂委員が言われた内容で私も同意なんですけど、この国立病院の指名といいますか、この限られた施設に対しての陳情というものが適当なのかという、根本的なことも疑問であります。医療体制全体のことならまだしも、その辺で私は疑義があります。以上です。

◆**棕田昇一委員長** そのほか。はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** 委員間討議でいいですか。

◆**棕田昇一委員長** はい。

◆**金田靖典委員** それぞれの意見を言うことで。

◆**棕田昇一委員長** はい、委員間討議を。

◆**金田靖典委員** も含めて。

◆**棕田昇一委員長** それで結構です。はい。御意見ですか。はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** 確かに言われるように、これ国立病院の機能強化をして欲しいという申請、御存じのように鳥取県内でも国立はかつて西病院があり、今は医療センターに1本化されていますけども、どんどん、どんどんこういった国立病院が医療センターで統廃合をされたことによって、どんどん縮小されてきた、県内でもそうなんですけども。それで、公立が持つとるいわゆる一番儲けにならないところをきちっと今まで感染症も含めてから、そういうのを非常に重度心身の、身障の方の治療も含めて非常に特化されたものを守ってきたということなんです。だけど、ここが、ここの体制をどうつくるかというのが、結局医療体制の全体的に広がっていく、僕は基軸だと思うんです。国立は国が基準を決めるわけですから、特にここの意見書の中にもあるように、これだけコロナで本当に大変な思いをされて、まず、さきにクラスターが発生したのがやっぱり病院だったですから、それは何かと言ったら、やはりどんどんどんどん病床再編で削ってきたというのが一番大きな原因だと思うんです。

その辺りでは、やっぱり国立をどう守るのか、それが基準になって、準公立や例えばここで抱えている市立病院、それから民間病院というふうに波及して行く、そのためには基軸が、僕は1つのここの国立の体質をどう守って行くのかということだと思うんです。だから、ここで出てきているものは国立病院だけを守って欲しいという話ではなしに、そこの基準をきちっとして、さらに医療体制をどう拡大していくのかということだというふうに僕は読み取ったんです。だから、そういう意味では国立に特化しているから云々という話ではないというふうに思いうるんですけどもね。

◆**棕田昇一委員長** 今のは、委員間討議というよりも金田委員の御意見ということで。

◆**金田靖典委員** お2人の意見を聞いてそういう意見だということですよ。

◆**棕田昇一委員長** そのほかございますか。はい、魚崎委員。

◆**魚崎 勇委員** はい。これ読んでみますと、全体的なことをまず決めていかないといけんと思うんですよ。その拠点病院で指定されているところもあり、その中で国立病院もあり、国はこの混在する中で将来どのようにしていこうとしているのか、例えば、じゃあ、国立病院をトップに据えてその下に系列的に据えて、それで市内の医療機関から順次困難な病気に向けて拠点病院、最終的には国立病院に持って行くのか。僕の感じていることでは僕はそれじゃないんじゃないかと思っていますね、国としてはやっぱりその地域の医療体制を充実して、それで、じゃあ、国立は何をするかと言ったら、本当の研究的なことを進める、そういう意味ではないかと僕は思っています、そうするとこれ、拠点病院や市中病院と同じような機能を力を入れてくださいというのは、またこれは国が決めるべきことであって体系的に、この陳情の主旨はこれとは僕は違うと思っています、これはちょっとまた方向が違うんじゃないかなと僕は思っています。

◆**棕田昇一委員長** そのほか、質疑ですから別に1度と限りませんので、ただ、委員間で討議するときには委員間討議ということにせないけませんので、その辺を踏まえて、もしそのほか質疑ございましたら。

◆**棕田昇一委員長** はい、じゃあ、金田委員。

- ◆**金田靖典委員** もう5時も過ぎて、まだ予算もあるんで、これは今ここでこうやっとなかなかね、大変ですんで、取りあえずこれは後半に回させてもらって、議事そのものは予算やるんでしょ、今日、そういう提案をしたいと思います。よろしくお願いします。
- ◆**棕田昇一委員長** はい。今そのような提案がありました。次の委員会もありますので、今日は次に継続ということで次の委員会で結論出していくということの取扱いでよろしいでしょうか。はい、足立委員。
- ◆**足立考史委員** 時間ないところ、すみません。長井所長もおられてドクターの立場から、今の医療体制といいますか、この地域医療も含めて僻地とか、根本的にこの問題というものをどういうふうに医師の立場から捉えられているかを参考に、次の機会に教えていただけたらなど、単純に素人ですのであれなんですけど、医師を削減したり、ベッド数を減らしたり、社会保障を削減するためにいろいろやってこられた国策が、今、ここにあるのではないかと個人的には思っていますので、先生のほうからいろんな見地から教えていただけたらなということでのお願いです。
- ◆**棕田昇一委員長** はい、これは今日のところは要望ということで、次の委員会で、いずれにしましても議論をし、結論を出していきたいと思いますので、今日のところはこの議論はここで終わりにしたいと思います。

令和3年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）について（説明）

- ◆**棕田昇一委員長** では、その他の報告に入ります。まず、令和3年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画案について生活安全課より説明をお願いします。はい、山根課長。
- 山根一城生活安全課長** 生活安全課山根です。それでは令和3年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画について報告いたします。資料は別刷りでお配りしておりますものとなります。はい。よろしいでしょうか。
- ◆**棕田昇一委員長** はい、いいです。どうぞ。
- 山根一城生活安全課長** はい。この計画は食品衛生法第27条の規定により毎年定めているものとなります。計画の概要につきましては、資料の中ほどに計画案の概要に記載してあります。主なものとしましては、流通する食品の抜き取り検査の実施、過去2年間に食中毒を発生した施設や大量調理施設等のリスクの高い施設を重点的に監視指導を行うこととしております。また、新たな取組としまして、食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から新たな許可届出制度が開始されます。この新たな制度に対応して、事業者の皆様には様々な機会を捉えて指導を行っていくことで、滞りなく手続きを行っていくことを進めていくこととしております。
また、HACCPに沿った衛生管理の基準も6月1日から経過措置期間が終了して本格施行となります。これについてもこれまで講習会等を実施しまして、HACCP導入の指導を行ってきたところですが、今後も衛生管理の向上による食中毒の予防という観点で、運用について継続して指導を行っていくこととしております。
今後のスケジュールについては令和3年3月5日までパブリックコメントを実施しましてその意見に基づいて最終案の検討を行い、3月末には計画策定し、公表という予定としておりま

す。以上です。

- ◆**椋田昇一委員長** 御説明いただきました。本件について、委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。よろしいですか。はい。では本件についてはここまでとします。

それでは福祉保健委員会を一旦休憩して、予算審査特別委員会福祉保健分科会を再開します。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午後5時08分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午後5時27分 再開

令和3年度福祉保健委員会視察について（説明）

- ◆**椋田昇一委員長** はい、それでは福祉保健委員会を再開します。まず、その他の令和3年度福祉保健委員会視察についてです。2月22日の代表者会議において新型コロナウイルスに対する議会としての対応を協議いたしました。その中で常任委員会及び議会運営委員会の視察について協議した結果、視察を当面見合わせる方向で各委員会に諮っていただきたいという話になりました。これを受けて福祉保健委員会としては5月の視察を見合わせることにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆**椋田昇一委員長** はい。では、御了解いただいたというふうにさせていただきます。見合わせることにします。なお、今後については時期を見て改めて協議いたしますのでよろしく願いをいたします。以上をもちまして福祉保健委員会を終了します。

午後5時28分 閉会

令和3年2月定例会

福祉保健委員会・予算審査特別委員会福祉保健分科会

日時：令和3年3月2日（火）
10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

市立病院

-----《福祉保健委員会》-----

◎議案【先議分：説明・質疑・討論・採決】

議案第42号 令和2年度鳥取市病院事業会計補正予算（第6号）

-----《予算審査特別委員会福祉保健分科会》-----

◎議案【予算審査分：説明】

議案第23号 令和3年度鳥取市病院事業会計予算

◎ 議案【先議分：説明・質疑・討論・採決】

議案第 24 号 令和 2 年度鳥取市一般会計補正予算（第 12 号）【所管に属する部分】

議案第 27 号 令和 2 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 28 号 令和 2 年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 31 号 令和 2 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 35 号 令和 2 年度鳥取市介護老人保健施設事業費特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 36 号 令和 2 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 2 号）

◎ 議案【先議分以外：説明】

議案第 50 号 鳥取市高齢者住宅福祉事業手数料の徴収に関する条例の一部改正について

議案第 51 号 鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

議案第 52 号 鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

議案第 53 号 鳥取市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 54 号 鳥取市介護保険条例の一部改正について

◎ 報告

○ 第 6 期鳥取市障がい福祉計画・第 2 期鳥取市障がい児福祉計画について（障がい福祉課）

○ 第 8 期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画について（長寿社会課）

○地域包括支援センター運営業務委託事業者の選考結果について（長寿社会課）

○介護老人保健施設かわはらの介護報酬返還金について（長寿社会課）

————— 《予算審査特別委員会福祉保健分科会》 —————

◎ 議案【予算審査分：説明】

議案第 4 号 令和 3 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第 7 号 令和 3 年度鳥取市国民健康保険費特別会計予算

議案第 8 号 令和 3 年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計予算

議案第 12 号 令和 3 年度鳥取市介護保険費特別会計予算

議案第 16 号 令和 3 年度鳥取市介護老人保健施設事業費特別会計予算

議案第 17 号 令和 3 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算

健康こども部

福祉部終了後～

《福祉保健委員会》

◎ 議案【先議分：説明・質疑・討論・採決】

議案第 24 号 令和 2 年度鳥取市一般会計補正予算（第 12 号）【所管に属する部分】

議案第 38 号 令和 2 年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第 1 号）

◎ 議案【先議分以外：説明】

議案第 49 号 鳥取市食品衛生条例及び鳥取市手数料条例の一部改正について

◎ 陳情（新規）【質疑・討論・採決】

令和 3 年陳情第 2 号

国立病院の機能強化を求める意見書の提出を求める陳情

◎ 報告

○令和 3 年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）について（生活安全課）

《予算審査特別委員会福祉保健分科会》

◎ 議案【予算審査分：説明】

議案第 4 号 令和 3 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第 19 号 令和 3 年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

《福祉保健委員会》

その他

○令和 3 年度福祉保健委員会視察について